

参考 1 災害対策基本法（抄）

昭和 36 年 11 月 15 日

法律 第 223 号

最終改正 令和 3 年 5 月 19 日 法律第 36 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方

行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（昭五三法二九・昭五八法七八・昭五九法七一・昭五九法八七・昭六一法九三・平七法一三二・平九法九八・平一一法八七・平一一法一六〇・平一一法二二〇・平一四法九八・平一五法一一九・平一七法一〇二・平二四法四一・平二五法五四・平二八法四七・令三法三〇・令三法三六・一部改正）

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
 - 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
 - 三 建物の不燃堅^{ろう}牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
 - 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
 - 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
 - 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
 - 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
 - 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項

（政府の措置及び国会に対する報告）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

2 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。

（他の法律との関係）

第十条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議

（中央防災会議の設置及び所掌事務）

第十一条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。
- 一 防災の基本方針
 - 二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの
 - 三 非常災害又は第二十三条の三第一項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱
 - 四 災害緊急事態の布告
 - 五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 防災担当大臣
 - 二 防災担当大臣以外の国务大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国务大臣を除く。）若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

- 第十三条** 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすること

ができる。

第二節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
 - 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(地方防災会議の協議会)

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(政令への委任)

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本

部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(特定災害対策本部の設置)

第二十三条の三 災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

- 2 内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(特定災害対策本部の組織)

第二十三条の四 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国务大臣をもつて充てる。

- 2 特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

- 8 前条第二項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。
- 9 特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 10 特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 11 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(特定災害対策本部の所掌事務)

第二十三条の五 特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十三条の七の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十三条の六 指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(特定災害対策本部長の権限)

第二十三条の七 特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機

関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

- 4 特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。
- 5 特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

- 2 第二十三条の三第二項の規定は、非常災害対策本部について準用する。
- 3 第一項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
- 5 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくは

その職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 10 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(非常災害対策本部の所掌事務)

第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十七条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、

関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 非常災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

- 2 第二十三条の三第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

（緊急災害対策本部の組織）

第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充

てる。

- 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣
 - 二 内閣危機管理監
 - 三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十八条の五 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第四節 災害時における職員の派遣

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、

当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給

することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(派遣職員に関する資料の提出等)

第三十三条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

第三章 防災計画

第一節 中央防災会議

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
 - 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
 - 一 国土の現況及び気象の概況
 - 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
 - 三 防災業務に従事する人員の状況
 - 四 防災上必要な物資の需給の状況
 - 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
 - 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

)

(他の法令に基づく計画との関係)

第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画及び同条第五項に規定する森林整備保全事業計画

三 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項に規定する災害防除に関する事業計画

四 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画

五 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画

六 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二条第二項に規定する災害防除事業五箇年計画

八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第一項に規定する

豪雪地帯対策基本計画

- 九 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画
- 十 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の五第一項に規定する排出油等の防除に関する計画
- 十二 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（指定公共機関の防災業務計画）

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県地域防災計画）

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二三法三七・平二三法一〇五・平二四法四一・令三法三〇・一部改正)

第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条第一項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市

町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(都道府県相互間地域防災計画)

第四十三条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又は

その協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

- 2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章 災害予防

第一節 通則

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
 - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
 - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若

しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又

は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めすることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場

合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五章 災害応急対策

第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理

空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（国民に対する周知）

第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

（防災信号）

第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

- 2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に

関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第二節 警報の伝達等

(発見者の通報義務等)

- 第五十四条** 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
 - 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
 - 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)

- 第五十五条** 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

- 第五十六条** 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要

な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市

町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合(同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(広域避難の協議等)

第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に

通知しなければならない。

- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の五 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知

事」という。)に通知しなければならない。

- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の六 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

- 第六十一条の七** 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

- 第六十一条の八** 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

参考 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

平成 12 年 5 月 8 日

法律 第 57 号

最終改正 令和 3 年 5 月 10 日 法律第 31 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による^{たん}湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
- 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
- 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行

われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する

土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めるものとする。

- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都

道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（申請の手続）

第十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
- 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
- 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

（既着手の場合の届出等）

第十四条 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

（許可の特例）

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（許可又は不許可の通知）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

（変更の許可等）

第十七条 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。
- 5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

（工事完了の検査等）

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、

国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
 - 二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者
 - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第二十二条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

- 2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収等)

第二十三条 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)

第二十四条 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十五条 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(移転等の勧告)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるお

それが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 避難に資する情報の提供等

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

(都道府県知事が行う緊急調査)

第二十八条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

(国土交通大臣が行う緊急調査)

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつ

て、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第三十条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

- 2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

(避難のための立退きの指示の解除に関する助言)

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府

県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章 雑則

(費用の補助)

第三十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(緊急時の指示)

第三十五条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(地方公共団体への援助)

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行)

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第九号で平成二三年五月一日から施行)

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第一〇号で平成二七年六月一日から施行)

附 則 (平成二六年十一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五号で平成二七年一月一八日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該警戒区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域(以下この条において単に「警戒区域」という。)」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和三年政令第二九五号で令和三年十一月一日から施行)

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考 3 土砂災害防止対策基本指針

○国土交通省告示第785号

令和2年8月4日

国土交通大臣赤羽一嘉

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約7割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成二十一年から平成三十年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千四百件に上っている。特に、平成二十六年の広島市での土砂災害などの局地的な豪雨や、平成三十年七月豪雨による土砂災害などの広域の豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。

その間に発生した平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた避難勧告等が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生した。

このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。

また、土砂災害警戒情報を、避難勧告等の判断に資する情報と明確に位置付け、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置を義務付けることにより、市町村長による的確な避難勧告等の発令に結びつけることや、土砂災害の発生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路

に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して避難勧告等の判断に資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多くを占める要因の一つとなっている。このため、都道府県は、土砂災害の発生位置及び時刻等についてより丁寧な情報収集に努めるものとする。また、国は、都道府県等から報告される土砂災害について、その発生位置及び時刻等を整理するとともに、引き続き調査・分析を行い、土砂災害予測技術の向上に係る科学的知見の蓄積に努める必要がある。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが困難であることが多くなり、住民等にとって適時・適切な避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。

加えて、降雨による土砂災害に対しては、気象庁や都道府県ができるだけ早い段階から、雨量の予測や、地盤の水の含み具合をはじめとするきめ細かな情報を提供するとともに、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難勧告等の判断に資する土砂災害警戒情報を気象庁と共同で発表し、市町村長による的確な避難勧告等の発令や住民等の的確な避難行動に結びつけることが求められる。

一方、住民等は、行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、前述した土砂災害の特質やその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、土砂災害への備えを住民等が自主的に行い、地区防災計画等に基づき住民等の生命を守るための自助・共助による適時・適切な避難行動をとるといった、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。また、要配慮者利用施設においては、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を高めるための避難訓練を実施することが重要である。

これらのことから、行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを、土砂災害の防止のための対策に関する基本理念とする。

3 その他の基本的な事項

法においては「土砂災害から国民の生命及び身体を保護する」ことを目的としており、かつ、法に基づく措置の中には国民の財産権を制限するものがあることから、法の施行に当たっては、国民の生命及び身体を保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であることが重要である。

また、その対策を講ずるに当たっては、手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

加えて、国、都道府県、市町村、住民等それぞれの主体が十分に連携することが重要であるとともに、各機関においては関係部局が密接に連携して対策を講ずることが重要である。

二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施

基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、基礎調査が完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）した後は、おおむね五年ごとに行うことが必要である。そして、国は、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。

都道府県は、定期的に調査の実施状況を国に報告し、国は各都道府県の実施状況を公表するものとする。

法第六条の「是正の要求」は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が「法令の規定に違反している場合」及び「科学的知見に基づかずに行われている場合」が対象となる。このうち、「法令の規定に違反している場合」については、土砂災害防止対策基本指針に基づかずに行った場合などを想定している。また、「科学的知見に基づかずに行われている場合」については、流下する土石等の量を誤って小さく見積もる、土石流が流下する溪流の傾斜の取り方を誤るなどにより、土石等が到達する区域を狭く設定していることが明白な場合などを想定している。

また、調査を実施するに当たっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出

急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所について、地形図、航空写真、数値標高モデル等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生原因の特定を行う。

また、基礎調査が完了した後においても、近年の測量技術の向上も踏まえ、数値標高モデル等の高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。あわせて、市町村等からの情報提供も踏まえて、土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認する等、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することが望ましい。

なお、同一の土地において急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが輻輳して発生することがあることから、これらの土砂災害の発生原因ごとに、もれなく状況を把握するよう努める。

(2) 地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査

(1) で把握した箇所について、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある土地の区域の
高さ、傾斜度、流域面積等の地形のほか、地質、降水、植生等の状況に関する調査を行う。

(3) 土砂災害防止施設等の設置状況に関する調査

(1) で把握した箇所について、土砂災害を防止する効果がある施設の設置状況に関する
調査を行う。当該施設の土砂災害を防止する効果については、関係機関・部局の協力の下、
適正な評価を行う。

(4) 過去の土砂災害に関する調査

(1) で把握した箇所及びその周辺で過去に発生した土砂災害に関して、その際の降雨量、
急傾斜地の崩壊等の状況、被害の状況、土石等が到達し、又は堆積した範囲等について、
過去の土砂災害の痕跡、土砂災害に関係のある地名（旧地名も含む。）等も参考にしつつ、
調査を行う。

(5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握

以上の調査結果を踏まえ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危
害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域の範囲を土砂災害警戒区域等における土
砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号。以下「令」とい
う。）第二条に規定する基準に基づき把握する。

3 警戒避難体制等に関する調査

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を行うことが
必要である。警戒避難体制等に関する調査は、土砂災害警戒区域等の指定及び指定後の警
戒避難体制の整備を行う上で極めて重要な取組である。

ついては、2の(5)で把握した土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、
警戒避難体制等に関する調査として、次に掲げるものを行う。

なお、土砂災害警戒区域等の指定後に市町村地域防災計画が変更される等、警戒避難体制
の整備状況に変化が認められる場合は、当該項目について調査を行うものとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する調
査

住民等への避難勧告等や土砂災害の発生情報等の土砂災害に関する情報伝達の整備状況
に関する調査を行う。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する調査

避難場所、避難経路等の指定状況に関する調査を行う。

(3) 土砂災害対策の避難訓練の実施に関する調査

避難訓練の実施状況及びその内容等に関する調査を行う。

(4) 土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に関する調査

要配慮者利用施設の名称、所在地、避難確保計画の策定状況並びに避難訓練の計画・実施状況等に関する調査を行う。

(5) 救助に関する調査

(6) ハザードマップに関する調査

避難場所・避難経路の設定状況、避難場所の建築物の構造等のハザードマップに関する調査を行う。

(7) 地域の防災計画に関する調査

自主防災組織の組織状況、地区防災計画等、地域の防災計画の整備状況に関する調査を行う。

(8) その他の調査

住宅の立地状況、道路の有無等の土地利用の状況に関する調査を行う。

また、当該土地の開発動向について、必要に応じ、都道府県の関係部局及び市町村の関係部局からの情報収集等を通じて調査を行う。調査の内容は、人口動態、地価動向、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく都市計画区域及び準都市計画区域の指定状況、建築物の建築状況（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に基づく建築等の届出等を含む。）、農地の転用状況等であり、これらについて推移を確認し、今後の状況変化を予測するための参考とする。

開発が想定される場合は、「2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査」における調査を実施することとする。

4 法第四条第二項の基礎調査の結果の公表について指針となるべき事項

基礎調査の結果の公表は、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するために行うものであり、2の(5)の「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」等の範囲を示した図面、すなわち、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

その公表方法は、都道府県等のホームページでの公表を基本とする。あわせて、都

道府県の出先機関、市役所等での閲覧、掲示板の活用、各戸配付、回覧板など様々な手法も活用するものとする。

なお、土砂災害の危険性を住民等が正確に理解するため、土砂災害警戒区域等に相当する範囲だけでなく、その設定根拠等についても、できる限り積極的に示していくことが望ましい。

5 基礎調査の結果の公表後に行うべき事項

基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進めるものとする。

また、市町村においては、住民等の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手することが望ましい。

あわせて、国は、都道府県の協力を得て、基礎調査の結果を収集・分析し、法に基づく土砂災害の防止のための対策の推進に努めるものとする。

6 二巡目以降の基礎調査の実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、二に掲げる項目のうち、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。なお、地震や豪雨等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合などには、速やかに調査を行うものとする。

また、基礎調査が完了した後においても、二巡目以降の調査とあわせて、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。あわせて、市町村等からの情報提供も踏まえて土砂災害が発生するおそれがある箇所を調査・確認する等、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することが望ましい。

三 法第七条第一項の土砂災害警戒区域及び法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

土砂災害警戒区域等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、令に定める基準に基づいて、区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する上で基礎となるものであり、令に基づき都道府県知事が土砂災害のおそれがあると認めた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である。また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能で

ある表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合においても、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、要配慮者利用施設の有無、開発の進展の見込み等を勘案して、基礎調査の結果の公表後は速やかに、土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。

さらに、地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合など、土砂災害警戒区域等の見直しが必要になった場合は、柔軟かつ迅速に対応するものとする。特に、国、都道府県、市町村等により土砂災害防止施設等が整備され、施設機能の適切な維持管理体制が確保されるなど、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認められる場合には、当該土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について速やかに指定を解除するものとする。

なお、都道府県は、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の進捗状況を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定が遅れている都道府県に対しては、その理由を確認し、土砂災害警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとする。

また、都道府県は、土砂災害警戒区域等について、都道府県のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧、土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置などを行い、住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることが重要である。

なお、土砂災害警戒区域等を明示した標識は、言語や年齢の違い、障害の有無や能力差などを問わずに理解できるユニバーサルデザインにも配慮することが望ましい。

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の収集、伝達等については、住民等に確実に情報が伝わるよう防災行政無線(同報系)の屋外スピーカーのみならず戸別受信機、緊急速報メールなど多様な手段を用いて伝達することが望ましい。また、住民等にとどのような伝達手段で伝えるかをあらかじめ定め、周知しておく必要がある。

(2) 避難場所・避難経路

避難場所については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所とし、土砂災害警戒区域等の区域外で避難場所を選定することが基本となる。ただし、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域等の区域外に適切な避難場所がない場合、最寄りのマンションやビルの所有者等の理解を得て避難場所として協定等を結ぶことも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

また、あらかじめ指定している避難場所への住民等の避難が困難な状況になった場合、例えば、土砂災害警戒区域等の区域内において住民等が立ち退き避難を行う時間的余裕がない場合や住民等が立ち退き避難を行うことが危険な状況となっている場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の二階以上に屋内避難することや、土石流が流れてくると予想される区域からできるだけ離れている、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などへ避難することも考えられる。

避難経路についても、土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等を選定するものとする。この際、全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、毎年一回以上実施することを基本とする。

市町村は、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な避難訓練を実施することにより、地域全体の警戒避難体制の充実を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域の住民等は、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することや、住民等が相互に声をかけながら避難を促すことなど、住民等の自助・共助を促す観点から、当該土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要であり、市町村は、こうした避難訓練が住民等が主体となって実施されるよう促すとともに、支援するものとする。

(4) 要配慮者利用施設

関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。なお、要配慮者利用施設の対象となる「学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を想定している。

また、要配慮者利用施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから情報伝達体制を定めるものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要がある。このため、要配慮者利用施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握していく必要がある。

2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知

都道府県による土砂災害警戒区域等の指定後は、市町村は速やかに避難場所等の見直しを図り、ハザードマップに反映することとする。

ハザードマップは、土砂災害からの円滑な避難のために重要であり、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。

市町村がハザードマップを作成する際には、住民等の参加を得ることや、ハザードマップの作成と併せて災害対策基本法第四十二条の二に基づく地区防災計画の計画提案制度を周知・活用するなどにより、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び危機意識の向上を図ることが重要である。

また、地区居住者等が土砂災害に係る地区防災計画を検討する際には、都道府県等の土砂災害対策担当者や土砂災害に関する専門家等の知見を活用することも重要であるため、都道府県等はこれらの取り組みを支援するための体制を整備することが望ましい。

市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めるものとする。また、ハザードマップの周知に併せて、土砂災害に関する説明会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。

さらに、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、避難確保計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。

避難確保計画の内容を実効性あるものとするためには、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施することが望ましい。

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができることとされている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域の指定の際、現に当該特別警戒区域に存する居室を有する建築物については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定に基づき、増築、改築等を行うまでは、いわゆる既存不適格建築物として法第二十四条により建築基準法第二十条第一項に基づく政令において定められる構造耐力に関する基準が適用されないこととなる。

ただし、このような建築物についても、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、都道府県知事は、法第二十六条第一項に基づき、当該建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図る必要がある。この移転等の勧告を行うにあたっては、あらかじめ建築物の立地や急傾斜地等の状況について必要な調査を行い、的確に状況を把握するとともに、市町村等の関係機関と連携し、情報を共有しながら円滑に進める必要がある。

その上で、移転の勧告を検討する際には、「建築物の立地状況と急傾斜地等の状態から特

に大きな人的被害が生じる可能性が高いこと」及び「急傾斜地等の状況変化による災害発生の可能性が高まっていること」について判断することを基本とし、土砂災害の実績についても考慮するものとする。

また、特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第三十九条に基づく災害危険区域の活用を図ることも有効であり、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、わかりやすい周知を図ることが重要である。

さらに、建築物の所有者等が勧告された内容を実施することが困難である場合等には、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

5 資金の確保等

国においては、法第二十六条第一項の勧告を受けた建築物の所有者等が建築物の移転等を行う場合について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第六号に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度、危険住宅の移転・改修を行う者に補助金を交付する地方公共団体を国が助成する住宅・建築物安全ストック形成事業などにより建築物の移転等の円滑化を図る。

都道府県においても、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。また、関係部局と連携し、これらの支援措置について住民等に対し適切な周知に努めるものとする。

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 危険降雨量の設定等

都道府県知事は、過去の降雨の状況及び土砂災害（土石流及び急傾斜地の崩壊）の発生状況等を総合的に勘案して法第二十七条第一項の危険降雨量を設定するものとする。設定に当たっては、原則として、気象庁が国土交通省、都道府県が提供するデータも組み合わせて解析並びに提供する雨量及び土壌雨量指数を用い、気象庁と連携して行う。あわせて、その正確度の向上を図るため、土砂災害の発生のみならず、降雨記録の更新も踏まえ、危険降雨量の定期的かつ継続的な見直しに努めるものとする。

また、「当該都道府県の区域を分けて定める区域」は、一キロメートルメッシュを基本とする。

2 土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量

に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が気象台と連携して共同で行うものとする。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が避難勧告等を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

3 土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、電子メール、ファックス又は電話等により、土砂災害警戒情報を通知するものとする。その場合、あらかじめ担当者を明確にした連絡体制を整備するとともに、着信確認を行うなど、確実に通知するものとする。

また、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置については、気象庁と連携し、テレビ、ラジオ、インターネットの活用等により行うものとし、Lアラート（災害情報共有システム）の活用による多様なメディアへの一斉同報や都道府県又は市町村から住民等へ直接情報を配信するプッシュ型の情報発信についても引き続き取り組みを進めていく。また、市町村を通じて住民等に対して的確に周知がなされるよう、あらかじめ市町村から住民等への周知の方法を確認するなど、情報伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

4 土砂災害警戒情報に基づいた的確な避難勧告等の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、避難勧告等の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況

等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、避難勧告等を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する確に避難勧告等を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、メッシュ情報とあわせて、市町村が定めた避難勧告等を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、避難勧告等は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において避難準備・高齢者等避難開始の活用や早めの避難勧告等を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報や各種気象情報を活用し、避難勧告等の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5 避難勧告等の発令・解除の際の助言

災害対策基本法第六十一条の二により、市町村長は避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。また、土砂災害については、法第三十二条により避難勧告等の解除の判断に際し、国土交通大臣や都道府県知事に助言を求めることができることから、これらの機関が助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことが有効である。

国等が保有するカメラ画像等から土砂災害や明らかな前兆現象等の発生を確認した場合等においては、市町村に対する積極的な情報提供が必要である。

また、大規模な土砂災害発生後は、溪流上流部や斜面上部に不安定な土砂が堆積し、二次災害のおそれが高まることから、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣し、現地調査等を行って二次災害の危険性等について市町村長に助言することが望ましい。

6 避難勧告等の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難勧告等の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、時間的余裕のある場合、あらかじめ選定された避難場所に立退き避難することが重要であるが、土砂災害の発生のおそれが高まり一刻も早く立退き避難を行う必要がある

場合は、危険な急傾斜地から離れる方向や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などに速やかに避難することが重要である。

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。

このように、避難勧告等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六 法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施について指針となるべき事項

1 緊急調査を行うべき状況の確認

都道府県知事又は国土交通大臣は、豪雨、地震、火山噴火等の発生を受け、自ら行う点検等又は関係機関、住民等からの情報提供により、河道閉塞、降灰等の堆積又は地滑りによる地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂の発生を把握した場合には、速やかに必要な調査を行い、令第八条に規定する状況の有無を確認する。

なお、時間の経過とともに土砂災害の発生の危険性が高まるおそれがある場合や、現地における詳細な調査が困難な場合も想定されることから、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、緊急調査を行うべき状況か否かを調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に確認することが重要である。

2 緊急調査の実施

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により緊急調査を行うべき状況が確認された場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める調査を行う。

なお、緊急調査の実施に当たっては、必要に応じ関係機関・部局と情報を共有する等の連携を図り、1と同様に、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に調査を行うとともに、要配慮者利用施設の立地の状況、現地の状況の変化等の把握に努めるものとする。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、降灰等の堆積の状況の変化、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等の監視を継続的に行う。

(2) 地滑り

地滑りにより生じた地割れ及び建築物の外壁の亀裂、周辺の地形、住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、地滑り地塊の移動の状況等の監視を継続的に行う。

なお、既に地滑りに係る土砂災害警戒区域が指定されている箇所において緊急調査を実施する場合には、当該箇所における基礎調査の結果を参考とするものとする。

(3) 河道閉塞による湛水

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形、上流の湛水域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

3 緊急調査の終了

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、現地の詳細な状況の判明又は現地の状況の変化、応急対策工事の進捗等により、令第八条に規定する状況が認められない場合又は土砂災害の発生の危険性が令第八条に規定する状況が生じる以前と同等と認められる場合には、緊急調査を終了することができる。

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 土砂災害緊急情報の作成

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる場合又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化した状況が認められる場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める方法により、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成する。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

(2) 地滑り

緊急調査の結果に基づき、地割れ及び建築物の外壁の亀裂の状況、周辺の地形等の状況を基に地滑り区域及び地滑り地塊の移動方向を特定し、地滑りによる被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、地滑り地塊の移動の状況を基に地滑りによる被害が想定される時期を明らかにする。

(3) 河道閉塞による湛水

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知する。

なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。

また、住民等の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。

3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供

都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災

害の発生危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するよう努める。

参考 4 避難情報に関するガイドライン（抄）

令和 3 年 5 月
内閣府（防災担当）

1. 避難に関する責務等

1.1 市町村の責務

災対法において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、市町村は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。そのため、市町村は、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人一人や、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。またこれら施設の利用者を以下、「施設利用者」という。「施設管理者等」及び「施設利用者」は「居住者等」に含まれるが、本ガイドラインでは「施設管理者等」及び「施設利用者」に関して特記したい場合にこれらの表現を用いることとする。）が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

1.2 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

これまでも行政は水害・土砂災害を未然に防止する堤防・ダム、砂防堰堤等の施設整備によるハード対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、市町村の防災体制の整備等のソフト対策の充実を図ってきている。行政はこのような防災対策の充実には不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられる。例えば、災害リスクを減らすため、堤防・ダム、砂防堰堤等の施設の整備を着実に進める必要があるが、その能力には限界があ

る。また、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市町村が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 平時より、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・ 平時より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。例えば、大規模な河川の氾濫が発生していなくても水路や下水道の氾濫により足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下したり、小規模な土砂災害が発生したりする場合があることも踏まえ、安全な避難経路を検討する必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- ・ これらの平時に確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- ・ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴う。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- ・ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというのではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
- ・ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。

- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
- ・ 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市町村長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- ・ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである（関連情報①を参照）。

1.3 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律等）により、施設利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画（以下「避難計画」という。）を作成することとされていることから、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な避難計画を作成する必要がある。また、平成29年5月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている（地下街等の所有者又は管理者は従前より義務化されている）。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難 ※等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本である。また、避難支援を円滑にできるよう、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

※「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人等、及び避難を支援する者のこと。他方、以下のように施設の実情に合わせた避難支援を行うことも考えられる

他方、以下のように施設の実情に合わせた避難支援を行うことも考えられる。

- ・ 施設の利用者数や施設利用者の状態等により、施設利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合には、避難に要する時間を検討・確認し、必要に応じて、防

災気象情報等を参考に警戒レベル3高齢者等避難よりも早いタイミングで施設利用者の避難支援を開始する。

- ・ 警戒レベル3高齢者等避難は、比較的早いタイミングから発令されるために、結果として災害が発生しない、いわゆる「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高いという実情がある。そのような中、施設利用者に避難行動自体が負担になる人がいる場合には、警戒レベル3高齢者等避難が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられる。このため施設管理者等は、例えば警戒レベル3高齢者等避難のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送し、警戒レベル4避難指示のタイミングで十分な避難支援体制のもと施設利用者が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた避難行動をとることで、避難する頻度を抑える工夫をすることが考えられる。

さらに、施設管理者等は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備をしておくべきである。また、施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

また、法律等による避難計画の作成義務が課せられていなくても、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

2. 避難行動（安全確保行動）

2.1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2.2 避難行動に関する規定の変遷

平成 25 年の改正以前の災対法においては、市町村長が避難勧告等を発令することにより居住者等に求める行動は、立退き避難のみが規定されており、また実態としてその避難先は小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への立退き避難が一般的であった。

平成 25 年の災対法改正では、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に、市町村長が屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨が規定された（旧災対法※第 60 条第 3 項）。

この点、旧災対法第 60 条第 1 項の規定により避難勧告等を発令する際には、必要な地域の居住者等の「全員」に対して立退き避難を勧告等することとなっており、避難指示等の発令対象区域の居住者等に屋内安全確保も呼びかける場合には、屋内安全確保を呼びかける一方で、法律上は立退きを指示することとなり、同時に 2 つの異なる行動を促さざるを得ない規定であった。

そのため、令和 3 年の災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し（災対法第 60 条第 1 項）、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される（災対法第 60 条第 3 項）。

また、同改正により、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に求める行動は旧災対法の屋内安全確保（本ガイドライン 2.3.2 の屋内安全確保と異なり、身の安全を確保することができるとは限らない緊急的な行動）に限らず、事態に照らし緊急を要すると考えられるときには近傍の堅固な建物への移動等も求めることができるよう規定を見直した（災対法第 60 条第 3 項）。

さらに、高齢者等の要配慮者に対しては、旧災対法では避難勧告・避難指示のタイミングで円滑な避難ができるよう情報提供をする等の配慮を規定するもの（旧災対法第 56 条第 2 項）であったが、令和 3 年の災対法改正により避難指示より前の予報警報の段階（災対法第 56 条第 1 項）から、要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供等をする配慮について規定された（災対法第 56 条第 2 項）。

※「旧災対法」は令和 3 年災対法改正前の災対法を指す。

2.3 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「2.3.1 立退き避難」が避難行動の基本である。

2.3.1 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災対法第60条第1項に規定される避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある

2.3.2 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「2.3.1 立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2 を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

2.3.3 緊急安全確保

「2.3.1 立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市町村は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

2.4 災害種別毎の避難行動の特徴

災害種別毎に居住者等がとるべき避難行動の特徴は以下のとおり。

2.4.1 洪水等

- ・ 洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「2.3.1 立退き避難」が基本※であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「2.3.2 屋内安全確保」することも可能である。
- ・ 洪水等が発生・切迫した場合には「2.3.3 緊急安全確保」を行う。

※屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合

①河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

※具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・都道府県が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その

利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
※住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等
の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

③ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

- ・ 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階や上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という。）や水路・下水道等の氾濫により、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難情報の発令が間に合わないことがあることも考慮し、防災気象情報や河川の状況等を注視し、各自の判断で早めに避難行動をとる。
- ・ 水路・下水道等の氾濫が既に発生している状況においては、氾濫水の勢いで流されたり、足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等があることに気づかずに落下したりするなど、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるおそれがあるため、他の避難経路の活用や指定緊急避難場所等への立退き避難自体を控えることを検討する必要がある場合がある。
- ・ 激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようにする。
- ・ 河川によっては、台風が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後であっても、水位が上昇し氾濫することがあるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市町村の避難情報の解除を踏まえ慎重に行う。

2.4.2 土砂災害

- ・ 土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「2.3.1 立退き避難」が基本である。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。
- ・ 土砂災害が発生・切迫した場合には「2.3.3 緊急安全確保」を行う。
- ・ 土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊し命が脅かされる場合があることから、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物（できれば高層階）や河川や溪流から高低差のある高い場所へ移動することが考えられる。
- ・ 小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域において、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。

- ・ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、市町村にすぐに連絡する。
- ・ 土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市町村の避難情報の解除を踏まえ行う。

2.4.3 高潮

- ・ 高潮浸水想定区域等の居住者等の避難行動は「2.3.1 立退き避難」が基本※であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「2.3.2 屋内安全確保」することも可能である。
- ・ 高潮が発生・切迫した場合には「2.3.3 緊急安全確保」を行う。

※屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合

①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

※住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

③ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

- ・ 台風接近時には潮位が急激に上昇するため、潮位がまだ低いからという理由で避難しないと、避難し遅れ被災するおそれがある。台風や温帯低気圧等（以下、「台風等」とする。）の接近が予想される時には、海沿いや高潮が遡上する河川の周辺には近づかないようにすることが必要である。

2.4.4 津波

- ・ 津波浸水想定区域の居住者等の避難行動は「2.3.1 立退き避難」が基本である。高台、津波 避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難 が考えられる。これは、津波が
 - ・ 東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5~2.0m であっても、木造家屋の倒壊・流失が 約3割であったこと、
 - ・ 想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、
 - ・ 津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、
 - ・ 地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあること
 等から、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。
- ・ 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は 長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村

長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

- ・ なお、津波が来襲している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると居住者等が自ら判断する場合には、「2.3.3 緊急安全確保」をとることが考えられる。ただし、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

2.5 指定緊急避難場所と指定避難所

平成 25 年の災対法改正以前は避難場所及び避難所の定義が明確でなかったこともあり、切迫した災害の種別に対する避難場所の安全性を確認せずに最寄りの避難場所に避難した結果、被災することもあった。また、緊急的に命の安全を確保するために移動する場所も、被災後に当面の避難生活を送る場所も、いずれも避難所と呼ばれていた。これらを踏まえ、避難行動をとる際の安全確保の観点から、平成 25 年の災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ市町村が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。指定緊急避難場所については、洪水等、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなった。

市町村においては早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に十分に周知を図るものとする。

また、指定基準（管理条件、立地条件、構造条件等）を満たす施設等が遠く離れた地域にしか存在しない場合には、避難行動が遅れた場合に備え、自主防災組織等が地域内で比較的安全な建物等を自主的に設定することに対して助言することも考えられる。ただし、比較的安全とはいえ一定の災害リスクを抱えている場合もあること等も含めて助言しなければならない。なお、市町村長が指定緊急避難場所の指定を行うに当たっては、当該市町村内の施設又は場所を指定することが一般的である一方、地域の大部分が浸水想定区域となっている等の事情により、当該市町村内に十分な指定緊急避難場所を確保できない場合や、居住者等が近隣の市町村へ避難する方が妥当と判断される場合には、近隣市町村・施設管理者との協議の下、指定緊急避難場所を近隣の市町村に指定することも差し支えない。

なお、指定緊急避難場所については、身の安全を確保するために速やかに避難するための場所であるから、災害時でも使用できる状況を確認するものとされており、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする居住者等によって開放できるようにしておく必要がある。このことを踏まえ、市町村長は指定緊急避難場所の開放如何に関わらず、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所
「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成 29 年 3 月）」

指 定 避 難 所 : 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする
場所として、あらかじめ市町村が指定した施設
「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28
年 4 月）」（指定避難所の指定に関すること）

【災害対策基本法】

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に
勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお
ける円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する
施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避
難場所として指定しなければならない。

2・3 (略)

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、
災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者
その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難
な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図る
ため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなけ
ればならない。

2・3 (略)

3. 避難情報と防災気象情報

3.1 災害対策基本法における避難情報に関する規定

3.1.1 災対法第56条第2項・・・「高齢者等避難」を規定

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(基本的な考え方)

「高齢者等避難」は、災対法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル 3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

なお、令和 3 年の災対法改正以前と同様に、「高齢者等避難指示」とはしていない。これは、避難行動自体が負担になる高齢者等に対して、発令頻度が高く、発令後に災害が発生しないいわゆる「空振り」が多い「高齢者等避難」を、拘束力の強い指示という形で発令することが必ずしも適切ではないためである。

3.1.2 災対法第60条第1項・・・「避難指示」を規定

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる

(基本的な考え方)

「避難指示」は、災対法第 60 条第 1 項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者

等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

(災害発生時に発令することが想定される警戒レベル4避難指示)

災対法第 60 条第 1 項には災害が発生した場合においても避難指示を発令することができる旨が規定されており、洪水等、土砂災害、高潮については、例外的ではあるものの、災害発生後においても「警戒レベル4避難指示」を発令し、居住者等に対し「2.3.1 立退き避難」を求めることは想定されうる。

例えば、拡散型の氾濫形態である大河川において氾濫が発生した場合に、氾濫発生箇所から遠方の地区の居住者等が氾濫発生後であってもリードタイムを確保できるようであれば、市町村長は当該居住者等に対し指定緊急避難場所等への立退き避難を求めるために、氾濫発生後に「警戒レベル4避難指示」を発令するといった高度な発令をすることも考えられる。

また、山間部の木造平屋建て中心の集落において土石流が発生した場合に、指定緊急避難場所が当該集落において唯一の土石流から安全な場所であれば、市町村長は当該集落の居住者等に対し指定緊急避難場所等への立退き避難を求めるために、土砂災害発生後に「警戒レベル4避難指示」を発令することも考えられる。

突発的に発生する津波に対しては、高台、津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所等への立退き避難を求めることが基本であるため、「避難指示」を発令することとなる。

(必要と認める地域の必要と認める居住者等への避難指示の解釈)

旧災対法第 60 条第 1 項に規定された避難勧告等の発令は、必要な地域の居住者等の「全員」に対してのみ発令することができる規定であった。このため、避難勧告等の発令対象区域の居住者等は全員、法律上は立退き避難という避難行動のみが勧告等されることとなっていた。したがって、避難勧告等の発令に加え屋内安全確保も呼びかけるということは、立退き避難を居住者等全員に対して勧告等している一方で、同時に屋内安全確保も促していることとなり、同時に2つの異なる行動を促していることになっていた(旧災対法第 60 条第 1 項)。

そのため、令和 3 年の災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその自宅・施設等においては全ての居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等(=必要と認める居住者等)に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し(災対法第 60 条第 1 項)、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される

(災対法第 60 条第 3 項)。

これにより、ハザードマップ等の浸水深等の情報を活用し、例えば想定最大規模の洪水浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域外で 50cm 未満程度の短時間の浸水が想定されている地域の居住者等のうち、1 階部分にしか居室を有していない居住者等 (=必要と認める居住者等) に対しては、その場においては浸水により直接的に命を脅かされるおそれがあることから立退き避難を指示するとともに、同地域内の 2 階以上の高さに居室があり浸水継続時間も短く浸水による生活への支障も限定的であるなど避難行動を特段とる必要がない安全な場所にいると市町村長が判断できる居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能となった (図 2 の右)。

ただし、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成、どの程度の浸水継続時間や生活への支障等を許容できるか等には個々の違いがあり、市町村長がそれらを踏まえて、立退き避難をすべき居住者等のみに警戒レベル 4 避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、従前どおり、発令対象区域の居住者等にまとめて避難情報を発令し、具体的な情報伝達のなかで、自らの判断で屋内安全確保も検討するよう促すことで差支えない (図 2 の左)。これにより、発令対象区域内で立退き避難する居住者等を絞り込むこととなる。なお、このような考え方を踏まえた上での居住者等への具体の情報伝達例については「5.2 具体的な伝達内容 (防災行政無線の伝達文例)」を参照されたい。

また、「2.3.2 屋内安全確保」を指示できる規定にはしていない。これは、当該指示をすることによって、身の安全を確保するために最も適切な行動である災害リスクのある区域等からの立退き避難が必要ないとの誤解を与えるおそれがあるためである

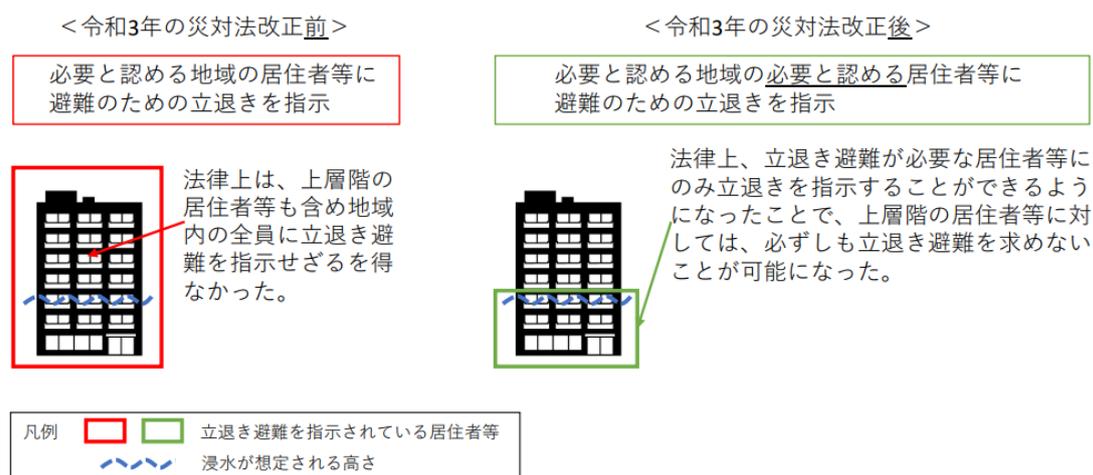


図 2 必要と認める地域の必要と認める居住者等への避難指示のイメージ

3.1.3 災対法第60条第3項・・・「緊急安全確保」を規定

第六十条 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる

（基本的な考え方）

「緊急安全確保」は、災対法第 60 条第 3 項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への「2.3.1 立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル 5 緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

（基本的な考え方）

令和 3 年の災対法改正前は、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険となるおそれがある場合等において指示することができる行動は「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置」であり、屋内での行動に限られていた（旧災対法第 60 条第 3 項）。

しかし、命を守るためにとりうる行動は屋内での行動に限らないことから、令和 3 年の災対法改正で、近傍の堅固な建物への退避等、屋外における避難のための立退き以外の緊急的な行動についても指示することができる規定となった（災対法第 60 条第 3 項）。

なお、「事態に照らし緊急を要する」という要件が加えられた理由については、遠方の指定緊急避難場所への通常の立退き避難は控えるべきであっても、極めて差し迫った（事態に照らし緊急を要する）条件下において、近傍の堅固な建物への退避等の緊急的に立退く行動についてはまだ指示できうるものと考えられるためである。

3.2 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて 5 段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

3.2.1 から 3.2.5 について、基本的な事項を表 2 のとおり整理する。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付さないこととしているが、記述が煩雑にならないよう、本ガイドラインでは避難情報全体について記述している場合は避難情報に警戒レベルを付

すこととする。

表2 警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3.2.1 警戒レベル1 早期注意情報（発表者：気象庁）

●状況 ⇒ 「今後気象状況悪化のおそれ」

警戒レベル1早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として（正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に）

発表される情報である。具体的には大雨等について、警報級の現象が 5 日先までに予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。

早期注意情報は、気象庁のホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>) から地域を選択することで確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。

なお、台風の進路及び強度（中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等）の予報についても、平成 31 年より 5 日先までの予報が発表されている（それまでは 3 日先まで）。

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「災害への心構えを高める」

居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。

自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい

3.2.2 警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報（発表者：気象庁）

●状況 ⇒ 「気象状況悪化」

警戒レベル 2 大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報は、それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況（それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況）において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。

これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>) から確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「自らの避難行動を確認」

居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

なお、避難するに当たって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである警戒レベル 3 高齢者等避難や警戒レベル 4 避難指示が発令される前までに行う必要がある。

3.2.3 警戒レベル3 高齢者等避難（発令者：市町村長）

●状況 ⇒ 「災害のおそれあり」

警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

警戒レベル3 高齢者等避難の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が開放されていなくても、市町村長は適切なタイミングで警戒レベル3 高齢者等避難を発令する必要がある。指定緊急避難場所は、市町村職員が開放するのではなく、自主防災組織をはじめとした居住者等が開放できるようにし、平時より準備・訓練等を行っておく必要がある

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から高齢者等は避難」

市町村長から警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

具体的にとるべき避難行動は、「2.3.1 立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「2.3.2 屋内安全確保」することも可能である。（図2参照）

また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。以下、早めの避難が望ましい場所の例である。

- ・ 急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い
- ・ 浸水しやすい局所的に低い土地
- ・ 避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所
- ・ 突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域 等

※避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難すべきである

なお、緊急時に市町村の職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど、工夫も必要である。

以上を基本とするが、施設管理者等については、「1.3 施設管理者等の責務等」の記載内容のとおり、施設の実情に合わせた避難支援を行うこと。

3.2.4 警戒レベル4 避難指示（発令者：市町村長）

●状況 ⇒ 「災害のおそれ高い」

警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から全員避難」

市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「2.3.1 立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「2.3.2屋内安全確保」することも可能である。（図3参照）

3.2.5 警戒レベル5 緊急安全確保（発令者：市町村長）

●状況 ⇒ 「災害発生又は切迫」

警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況※、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「2.3.1 立退き避難」を中心とした避難行動から、「2.3.3 緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時には、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

※災害「発生」時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるかと判断できる場合や、

集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合、潮位の状況から浸水が既に発生している可能性が高い場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。

(注) 災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないように注意する（2.3.3 緊急安全確保の行動をとるよう繰り返し呼びかけはすべきだが、情報の受け手が混乱するため再度の「発令」はしないようにする。）。

複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。

なお、警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないように注意する（繰り返し避難を促すことはよいが、「発令」を繰り返さないようにする）。「5.1 情報伝達時の実施・配慮事項」も参照されたい。

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「命の危険 直ちに安全確保！」

市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「2.3.3 緊急安全確保」である（図4参照）。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「2.3.1 立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

3.3 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報（警戒レベル相当情報の詳細）

居住者等は、災害発生のおそれの高まりに応じ、避難情報や防災気象情報を参考に主体的にとるべき避難行動等を判断・実施すべきである。

国・都道府県は、各種の防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも合わせて提供（警戒レベル〇相当情報[洪水]、警戒レベル〇相当情報[土砂災害]等を付す）する。これにより、防災気象情報と警戒レベルの関係性を示し、居住者等が自らの判断による避難行動等を直感的に理解しやすいものとし、居住者等の主体的な避難行動等を支援する。即ち、警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報（洪水等、土砂災害、高潮）のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。

市町村は、居住者等が防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、自らの判断で適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、災害時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国・都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべきである。

市町村自身も、避難情報の発令にあたり防災気象情報を参考にすることから、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について平時より確認し、適時適切な避難情報を発令できるようにしておく必要がある。特に、警戒レベル3相当情報や警戒レベル4相当情報といった居住者等の避難に直結する防災気象情報を迅速かつ確実に入手し、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする必要がある。また、防災気象情報については発表手法や基準等について今後も改善が図られることとなるため、最新の状況について把握し活用するとよい。

なお、防災気象情報の詳細については“別冊資料Ⅰ”に記載している

(中略)

3.3.4 土砂災害に関する情報

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒レベル2相当～4相当情報）

「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」とは、1km四方の領域（メッシュ）毎に土砂災害の危険度を表示したものであり、気象庁から発表される

○「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「注意（黄）」（警戒レベル2相当情報[土砂災害]

⇒2 時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるとき

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報
[土砂災害]）

⇒2 時間先までに土壌雨量指数が警戒基準※に到達すると予想されるとき
※土砂災害警戒情報の基準から概ね 1 時間前に到達する土壌雨量指数の値
を警戒基準としている

○「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「非常に危険（うす紫※）」（警戒レ
ベル4相当情報[土砂災害]）

⇒2 時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
されるとき
※令和 3 年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、
令和 3 年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」
が警戒レベル4相当情報となる。今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相
当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は
「うす紫」が「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険
（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5
の発令対象区域の絞り込みに活用する。

情報入手方法

- ・ 気象庁ホームページ（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)
- ・ 気象庁ホームページ（大雨危険度）
(https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)

(1) 気象警報等（警戒レベル2、警戒レベル3相当～5相当情報）

「気象警報等」とは、気象現象等によって災害が起こる危険性がある時に、市町
村単位を基本として地方気象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特
別警報」の3種類がある（洪水についての特別警報はない）。他方、「土砂災害
警戒情報」はこのいずれでもなく、気象台等及び都道府県から共同発表される。

○「大雨注意報（土砂災害）」（警戒レベル2）

⇒大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表
(2 時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるメッ
シュが一部でもあるときに発表)

○「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）

⇒大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表

（2時間先までに土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警報基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。

○「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）

⇒大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表（2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表）

○「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）

⇒大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表 ※令和3年災対法改正前は、大雨特別警報（土砂災害）は、「住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報の役割の一つ）」の観点から、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として位置付けられていたが、災害が発生したとの情報ではないことから、警戒レベル5災害発生情報の発令基準例としては用いないこととされていた。

令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

情報入手方法

- ・ 気象庁ホームページ（全国の警報・注意報）
(<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>)
- ・ 気象台等からの電文（都道府県のみ）（プッシュ型）
- ・ Lアラート（プッシュ型）
- ・ Jアラート（プッシュ型）

4. 発表基準例

4.1 避難情報の発令基準等の設定手順

4.1.1 手順1：「避難情報を発令する対象災害の確認」の基本的な考え方

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市町村が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、本ガイドラインでは、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

4.1.2 手順2：「避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）」の基本的な考え方

(1) 絞り込みの必要性

以下の理由から避難情報の発令対象区域は可能な限り絞り込むことが重要である。

- 発令対象区域を絞らず、洪水等、土砂災害、高潮のいずれの災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、
 - ・安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難した場合、混雑や交通渋滞が発生したり、避難のための移動中に災害に見舞われるおそれ
 - ・立退き避難自体が身体的な負担になる高齢者等が不必要に避難した場合、身体的な負担となってしまうおそれ
 - ・安全な地域の居住者等から避難の必要性に関する問合せが市町村に相次ぐおそれ
 - ・「市内全域」といった漠然とした発令がなされた場合、危険性が低いところまで対象地域としていると受け止められ、避難情報に対する信頼性を損ねるおそれ等、様々な支障が生じると考えられるため。

- 災害リスクのある区域等に発令対象区域を絞り込むことにより、
 - ・自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ること、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が少なからず取り除かれることが期待されるため。

(2) 絞り込みの基本的な考え方

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、

- ①「防災気象情報の切迫度の高まり」
- ②「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。この②「災害リスクのある区域等」として最も基本的な情報は、

- 災害リスクが公表済みの各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等であり、本ガイドラインではこれらの情報を用いた発令対象区域の絞り込みについて記載することとする。

この他に以下のような情報が考えられるため、市町村は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。

- ・過去の災害における局所的な浸水箇所や土砂災害の発生箇所
- ・元々河道であった場所など、地域の土地の成り立ちとその土地が本来持っている潜在的な災害リスクがある箇所

(治水地形分類図により推定：https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html)

※ 発令対象区域内における発令対象者の考え方について

令和3年の災対法改正により絞り込んだ発令対象区域の居住者等のうち、市町村長が必要と認める居住者等に対して避難情報を発令することができるようになった。

災害時において、市町村長が、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等の違いを踏まえて警戒レベル4避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、絞り込んだ発令対象区域の居住者等にまとめて発令し、具体的な情報伝達のなかで、立退き避難を基本としつつも居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も可能であることを伝達する方法も考えられる。市町村は、居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図る必要がある。

なお、このような考え方を踏まえた上での居住者等への具体的情報伝達例については「5.2 具体的な伝達内容（防災行政無線の伝達文例）」を参照されたい

(3) 地区名を用いた発令対象区域の伝達例

上記のとおり発令対象区域は①「防災気象情報の切迫度の高まり」と、②「災害リスクのある区域等」の両方が重なりあった場所に発令することとなるが、居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど市町村が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市町村の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断

することとする。

「災害リスクのある区域等」と「地区の単位」の大小に応じて、一般的には、以下のような絞り込みのケースが考えられる（図5を参照）。例えば、ケース1とケース3は浸水想定区域は同じ範囲であるが、ケース1の方がケース3に比べ大きな地区名で発令しているため、居住者等の危機意識が比較的高まりにくいものの、発令対象区域を一覧にして伝達するときは簡潔に伝達することができる。一方、ケース3の方が学区単位等のより細かい地区名で避難を呼びかけるため、居住者等がわがこと感を持ち高い危機意識を持ちやすいものの、発令対象区域を一覧にして情報伝達するときは情報量が多くなる。

いずれにしても、避難情報の発令対象区域を災害時に適切に絞り込むことができるように、平時より絞り込み方について詳細に検討しておく必要がある。

ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位 (A地区)

⇒伝達例: A地区の浸水想定区域の居住者等は避難

ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度 (B1～B7地区)

⇒伝達例: B1～B7地区の浸水想定区域の居住者等は避難

ケース3) 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度 (B1～B7地区)

⇒伝達例: 浸水が想定されるB1～B7地区の居住者等は避難

ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度 (B6地区)

⇒伝達例: B6地区の土砂災害警戒区域等の居住者等は避難

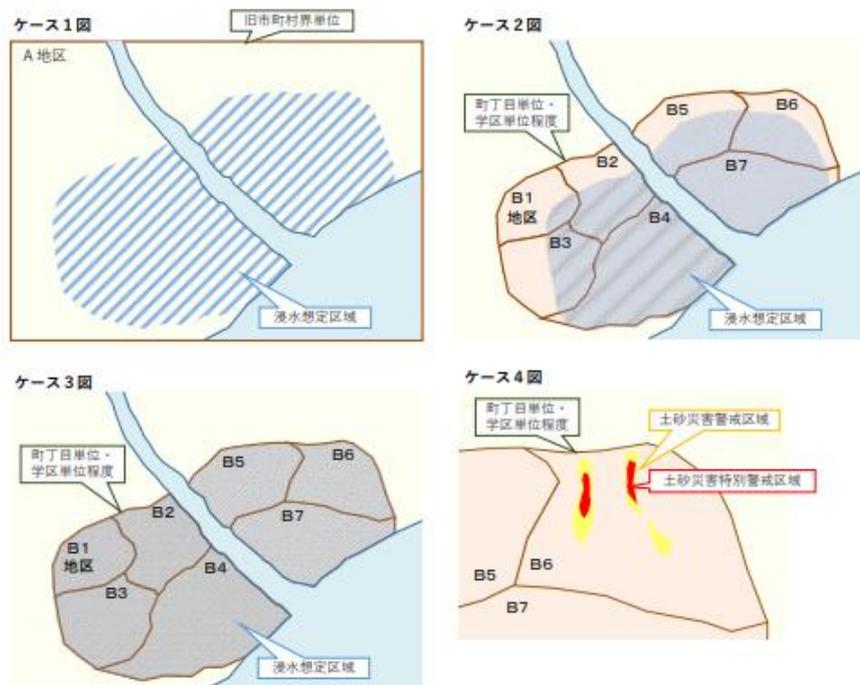


図5 避難情報の発令対象区域の絞り込みのイメージ図

(4) 発令対象区域の絞り込みに必要な準備

(3)に記載のように、地区名を用いて絞り込みを行うには、(2)のように絞り込んだ後の区域にかかる地区名を把握しておく必要がある。例えば、

1) 洪水のケース

ある水位観測所の受け持ち区域で河川の氾濫の危険度が高まった場合に、避難情報を発令する洪水浸水想定区域にどの地区名が含まれているかを、水位観測所ごとに把握しておく必要がある。

2) 土砂災害のケース

大雨警報（土砂災害）の危険度分布における、ある 1km 四方のメッシュで土砂災害の危険度が高まった場合に、どの地区名の土砂災害警戒区域等に避難情報を発令するかを、メッシュごとに把握しておく必要がある。

4.1.3 手順3：「避難情報の発令基準の設定(発令タイミングの設定)」の基本的な考え方

(1) 発令基準の設定の必要性等

- ・緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないよう、また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれずに発令基準に基づき避難情報を発令できるよう、平時より様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定しておくべきである。また、発令基準の運用が運用する者によって大きく異なることがないように可能な限り簡潔で明瞭な発令基準にすることが望ましい。
- ・事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。
- ・たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。
- ・想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。
- ・本ガイドラインの記載内容より高度又は臨機応変に運用できる体制を有している市町村においては、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、適時的確な避難情報の発令について検討することが望ましい。

(2) 手順3-1：避難情報の発令判断に資する情報

市町村長が避難情報を発令するタイミングを判断する際に参考とする情報は、

- ・防災気象情報
- ・日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

等があり、これら入手した情報を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

(3) 手順3-2：避難情報の発令基準の設定（発令タイミングの設定）の基本的な考え方

いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、市町村長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

他方、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることも懸念される。発令基準の設定に当たっては、関係機関の助言も受けつつ、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することも重要である。

関連情報⑭：発令基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設の管理者は国・都道府県である場合が多く、また、施設の管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

災対法では、市町村は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるとされていることから、避難情報の発令基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

協力・助言を求めることのできる対象機関（以下「専門機関」という。）

【洪水】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省の河川事務所等

一級河川指定区間・二級河川 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）

【土砂災害】 国土交通省の砂防所管事務所、都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）

【津波・高潮】 都道府県・県土整備事務所（土木事務所等）、

国土交通省の港湾事務所及び一部の河川事務所等

【気象、高潮、地震・津波の警報等に関する事】 管区・地方気象台等

【災害対策基本法】

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（中略）

4.3 土砂災害の発令基準例等

4.3.1 手順1：発令対象の災害（土砂災害）

本ガイドラインで対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることが検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令することとなる。

4.3.2 手順2：発令対象区域の設定（土砂災害）

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（定義は本ガイドラインの 80 ページに記載）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等を避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発

令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。具体例としては、山や川を隔てた地域ごと、合併前の旧市町村、大字や校区をまとめた地域、東部・西部等の地域といったものが考えられ、各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなる。避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

例えば、図8のように土砂災害を警戒するための避難情報の発令対象区域を例に挙げると、①の大雨警報（土砂災害）の危険度分布の警戒レベル4相当情報「非常に危険（うす紫）」や警戒レベル3相当情報「警戒（赤）」が表示されているメッシュと、②のハザードマップ上の土砂災害警戒区域等とが重なった地域に、警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難を発令することが基本である。

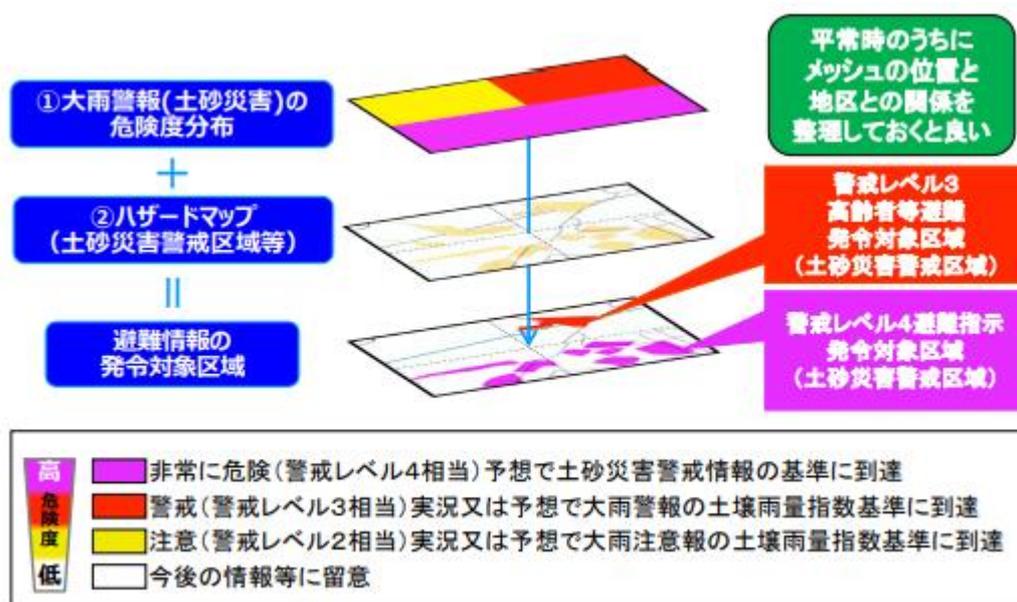


図8 土砂災害が想定される際の避難情報の発令対象区域

関連情報②：土砂災害警戒区域等の詳細

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」(都道府県が指定)

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、「土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域」のこと。

(参考) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は警戒レベル4 避難指示の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



■ : 土砂災害警戒区域

参考 (■) : 土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害危険箇所(都道府県が調査)

土砂災害危険箇所は、都道府県が調査し、都道府県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも都道府県別に閲覧することが可能である。以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

- ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
- ②土石流危険渓流の被害想定区域：溪流の勾配が 3 度以上(火山砂防地域では 2 度以上)あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域
- ③地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても

避難の必要性について検討する必要がある。

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難施設及び避難路、避難訓練、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定がなされていない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

注 都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。

4.3.3 手順3-1：発令判断に資する情報の詳細（土砂災害）

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料となる。

土砂災害に関する防災気象情報は以下のとおり。

- ①大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3高齢者等避難の発令基準例
(なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。)
- ②土砂災害警戒情報：警戒レベル4避難指示の発令基準例
- ③大雨警報（土砂災害）の危険度分布：避難情報の発令基準例
(1kmメッシュで、気象庁により提供されている)
(危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を使用)（関連情報③及び④参照）
- ④土砂災害危険度情報：避難情報の発令基準例
(1～5kmメッシュで、都道府県により提供されている)
- ⑤大雨特別警報（土砂災害）：警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例

※①②⑤は市町村を基本とした単位で発表されるが、避難情報の発令対象区域は「4.3.2 手順2：発令対象区域の設定（土砂災害）」のとおり、適切に絞り込む必

要がある

※本ガイドラインでは、③と④をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ

上記①②の情報は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所毎の60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況进行评估し、発表区域（市町村であることが多いため、以下では市町村で発表することを前提に記述する）に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、市町村は、あらかじめ設定した避難情報の発令単位と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

ただし、「土砂災害の危険度分布」の計算は累積雨量とその時点から最大 2～3 時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4 時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令した後、時間をおかずに土砂災害発生への警戒を要する場合もあることを認識する必要がある。

また、土砂災害の危険度分布は 3 時間以上先の状況进行评估出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・注意報に記載される警報級の時間帯や予想される 24 時間降水量等を参考に、当日夕方時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、警戒レベル3高齢者等避難又は警戒レベル4避難指示の発令を検討する必要がある。

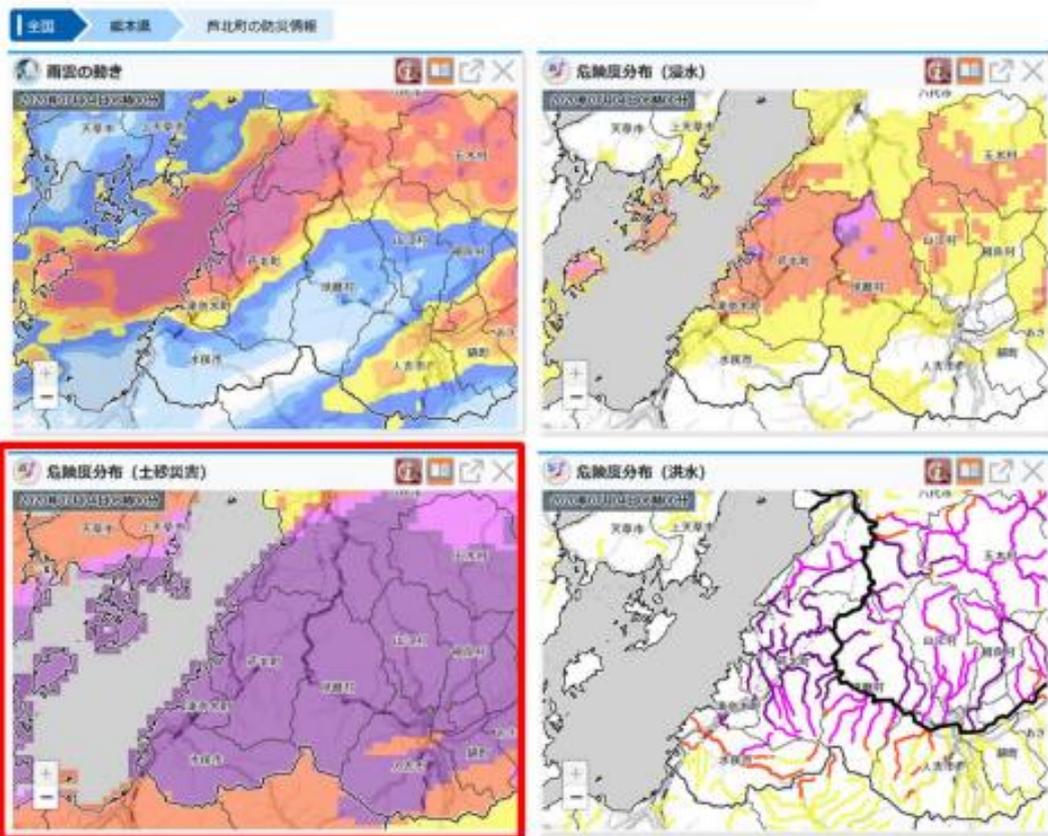
大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル4避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その時点では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、既に災害が発生している蓋然性が極めて高く、土砂災害警戒区域など災害リスクのある区域等からまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、直ちに身の安全を確保する必要があり、想定しうる最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する

関連情報㉓：大雨警報（土砂災害）の危険度分布について

「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報である。10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いている。

令和3年2月24日より、気象庁ホームページがリニューアルされ、雨雲画像と3種類の危険度分布（土砂災害、浸水害、洪水）を一つの画面で監視できるようになっている。

(https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)



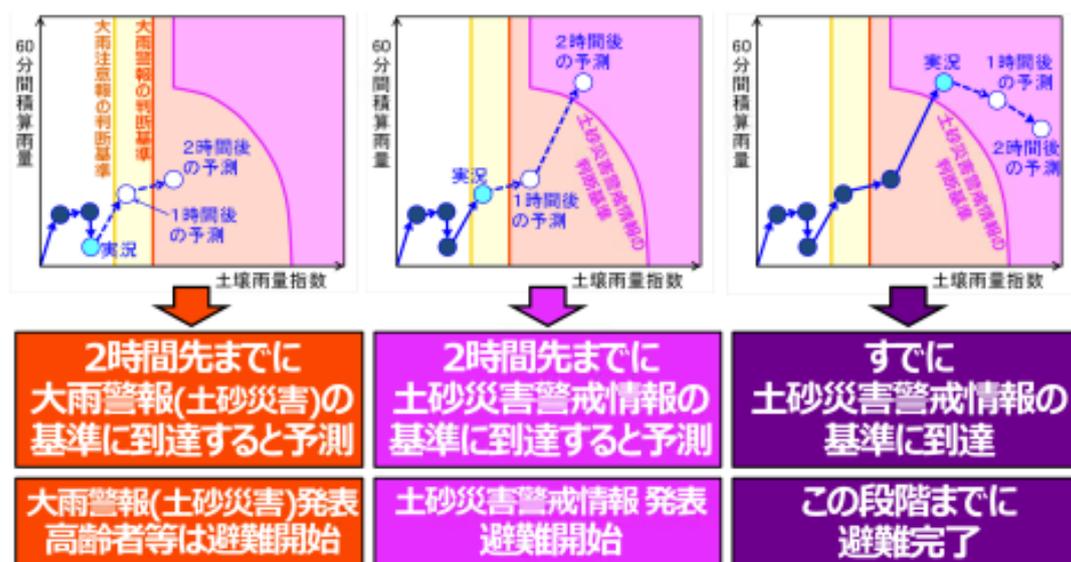
関連情報㉔：大雨警報（土砂災害）の危険度分布の判定の仕組み

大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「土砂災害警戒情報の基準以上となる場合」及び、土壌雨量指数等の実況値が「すでに土砂災害警戒情報の基準以上となった場合」の5段階で色分けして、土砂災害発生の危険度を分布として表示している。

- ・ 今後の情報等に留意（無色）… 2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満の場合
- ・ 注意（黄）… 2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合
- ・ 警戒（赤）… 2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合
(土砂災害警戒情報よりも1時間程度早く発表できるように判断基準が定められている)
- ・ 非常に危険（うす紫）… 2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合
- ・ 極めて危険（濃い紫）… 実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合

次の3枚のグラフのうち、右側のグラフのように実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合（濃い紫）には、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する状況となり、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおおしくない。このため、避難に要する時間を考慮して、真ん中のグラフのように2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となると予想された時点（うす紫）（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）で可能な限り速やかに土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表される。さらに、高齢者等の方の避難に要する時間を考慮して、大雨警報（土砂災害）を土砂災害警戒情報よりも1時間程度早く発表できるように判断基準が定められており、左側のグラフのように2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となると予想された時点（赤）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）で大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表される。

なお、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の大雨警報（土砂災害）の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「うす紫」が「紫」に変更予定。それまでの間、警戒レベル相当情報ではないが、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。



4.3.4 手順3-2：発令基準の設定（土砂災害）

【警戒レベル3】高齢者等避難（土砂災害）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。

- 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注2 土砂災害の危険度分布は最大 2～3 時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討してもよい。

（解説）

- ・ **（発令基準例1）** 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の基準から概ねさらに1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定している。ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。
- ・ なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ

め警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。(4.3.2 手順2:発令対象区域の設定(土砂災害)を参照)

- **(発令基準例2)** 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- **(発令基準例3)** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況(発令基準例1～2に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル3】高齢者等避難(土砂災害)

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

- 1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)
- 2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討してもよい

(解説)

- **(発令基準例 1)** 大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]) は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報 (警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]) の基準から概ねさらに 1 時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定している。ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報 (土砂災害) を発表することがある。そのため、大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]) が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒 (赤)」 (警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]) (2~3 時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達) となった場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令する。
- なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒 (赤)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル 3 高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令する。(4.3.2 手順 2 : 発令対象区域の設定 (土砂災害) を参照)
- **(発令基準例 2)** 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- **(発令基準例 3)** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令するような状況 (発令基準例 1~2 に該当する場合等) が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル 3 高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル 4】避難指示 (土砂災害)

【警戒レベル 4】避難指示の発令基準の設定例

- 1~5 のいずれかに該当する場合に、警戒レベル 4 避難指示を発令することが考えられる。
- 1 : 土砂災害警戒情報 (警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]) が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)
 - 2 : 土砂災害の危険度分布で「非常に危険 (うす紫)」 (警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]) となった場合
 - 3 : 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)
 - 4 : 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難

が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

注 上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい

（解説）

- ・ **（発令基準例1）** 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。
- ・ なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。（4.3.2 手順2：発令対象区域の設定（土砂災害）を参照）
- ・ **（発令基準例2）** 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。
- ・ **（発令基準例3）** 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況（発令基準例1～2に該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ **（発令基準例4）** 警戒レベル4避難指示の発令が必要となる（発令基準例1～2に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。

- ・ **（発令基準例 5）** 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル 4 避難指示の対象区域とする必要がある。
- ・ 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

【警戒レベル 5】緊急安全確保（土砂災害）

【警戒レベル 5】緊急安全確保の発令基準の設定例

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の 1～2 のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合
（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

（災害発生を確認）

- 2：土砂災害の発生が確認された場合

※発令基準例 1 を理由に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例 2 の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

（解説）

（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）

- ・ **（発令基準例 1）** 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル 5 緊急安全確保の

発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。(4.3.2 手順2：発令対象区域の設定(土砂災害)を参照)

※令和3年災対法改正前は、大雨特別警報(土砂災害)は、「住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報(警戒レベル相当情報の役割の一つ)」の観点から、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として位置付けられていたが、災害が発生したとの情報ではないことから、警戒レベル5災害発生情報の発令基準例としては用いないこととされていた。

令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

(災害発生を確認)

- **(発令基準例2)** 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

(中略)

4.6 複数の災害を考慮すべき地域

地域によっては洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる必要がある。

関連情報⑧：同地域で異なる種別の災害のおそれが高まった場合の避難情報の発令

例えば、洪水浸水想定区域かつ土砂災害警戒区域の居住者等に対し、洪水による浸水のおそれが高まったために警戒レベル4避難指示を発令した後に、土砂災害のおそれが高まった場合の警戒レベル4避難指示の発令について考える。

この場合、同区域に対して土砂災害を理由に警戒レベル4避難指示を再度「発令」するのではなく、既に警戒レベル4避難指示を発令済みであること及び新たに土砂災害の危険が高まったことを状況変化の追加情報として提供し、居住者等に避難を重ねて呼びかけることとなる。

なお、洪水は「2.3.2 屋内安全確保」することも可能である一方で、土砂災害は「2.3.1 立退き避難」が基本であることから、同区域の居住者等に求める避難行動は、先に洪水による浸水のおそれが高まった時点で発令した警戒レベル4避難指示の時点で、「2.3.2 屋内安全確保」は推奨せず「2.3.1 立退き避難」のみを求めるなど、複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を、避難情報の発令時点から求める必要がある



図11 洪水の浸水範囲が重複する事例（イメージ）



図12 洪水の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）



図13 洪水と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

4.7 避難情報の解除等の基本的な考え方

災対法第 60 条第 5 項に「市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。」と規定されており、市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、多様な手段を活用し、避難している住民が十分に把握できる方法でその旨を公表・周知するとともに、都道府県知事に速やかにその旨を報告する必要がある。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなつた場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することが基本である。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達すべきである。また、避難情報の解除の判断は容易ではないことから、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・都道府県に技術的な助言を求めた上で解除の判断をすること。

なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル 5 緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル 4 避難指示を発令すること等が考えられる

a) 洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなつた段階を基本として、解除するものとする。

b) その他河川等

その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

c) 土砂災害

土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

d) 高潮

当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

e) 津波

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4.8 避難情報の発令時における助言

災対法では、避難情報を発令しようとする場合において、必要があれば、市町村長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができるとされている。これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、警戒レベル4 避難指示の発令のタイミング等について、助言を求めることは有効である。

このため、災害時にこの規定に基づき対応が円滑かつ迅速に実行できるように、市町村は平時から国の関係機関や都道府県と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制を構築すべきである。

また、これらの機関からは、市町村長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供がなされる場合があるので、これも判断の参考にする必要がある。

【災害対策基本法】

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

5. 情報伝達例

5.1 情報伝達時の実施・配慮事項

市町村は、災害発生の危険性がある状況において、災害の危険が去るまでの間、居住者等が適時的確な避難行動等をとることができるよう、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。特に、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に避難が立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令すること。

また、避難情報を発令したときは、市町村長はその旨を都道府県知事に報告する必要があるため、情報伝達先、手段を確認すべきである。この他、国土交通省の河川事務所や気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

緊急時の情報伝達においては、避難情報等が可能な限り居住者等一人一人に伝わるよう、多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を行うとともに、居住者等に避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等が少なからずあること等を踏まえ、避難行動を強く促すことができるよう以下の点に配慮すべきである。また、このような情報伝達の実効性を高めるため平時より必要な準備・他機関との調整・避難計画の作成（地区防災計画、個別計画、マイ・タイムライン、災害避難カード等）・避難訓練等を行っておくべきである。

- ・時々刻々と変化する災害の状況や避難に関する情報を居住者等に対してわかりやすい言葉で伝達すること。その際、避難の必要性を特に強調したい場合等においては、市町村長が避難指示の発令に合わせ防災行政無線で直接的に避難を呼びかけたり、緊急的な記者会見を行ったり、「直ちに指定緊急避難場所へ避難するか高いところへ避難せよ」と命令口調で呼びかける等、通常と異なる情報伝達を行うことで、居住者等の注意を引くことができるよう可能な限り工夫すること。
- ・防災気象情報等について、自ら収集し、また国・都道府県の関係に助言を求めることにより、その時点の状況や今後の見通し等を可能な限り幅広くかつ正確に把握し、居住者等に対して早い段階から情報伝達を行うこと。その際、増水している河川の映像情報の提供など直感的に危険であることが伝わるような情報伝達に努めること。
- ・適時的確に避難情報を発令し、とるべき具体的な避難行動を周知すること。その際、居住者等が避難しなければならないと我がこと感をもつことができるよう、発令対象区域は可能な限り絞り込み発令の対象者を明確にするとともに、具体的な地名を挙げて災害の状況を伝達したり避難経路の通行止めの状況を合わせて伝える等、自らの身近に災害の危険が迫っていることを伝達すること。

- ・他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けとなる場合があることから、避難情報の発令の際に、地域でお互いに避難行動を呼びかけることを促すこと。
- ・避難情報の発令後も、その内容を繰り返し伝達すること等により、居住者等に避難情報がより確実に伝わるよう努めること。伝達手段としては、防災行政無線、広報車、自主防災組織による声掛け等の直接居住者等に避難行動を促す手段が考えられる。他方、情報の受け手が混乱しないよう、避難情報の内容（発令する避難情報、発令理由、発令対象区域、発令対象世帯数等）に更新がない場合には、避難情報を再度「発令」したり、Lアラートにおいて「同一情報の再配信」をしたりするべきではない。（Lアラートへの配信に関する留意事項等については「公共情報コモンズ XML 定義書解説資料（最新版）」を参照されたい。

5.2 情報伝達時の実施・配慮事項

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、対象者がとるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聞き取りづらいことから繰り返すこととすべきである。

避難情報を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、市町村は、あらかじめマニュアル等に災害種別や災害の切迫度毎の伝達文を、地域の災害リスク等を踏まえ、具体的に定めておくべきである。

以下に、防災行政無線を使用して、口頭で伝達する場合の避難情報の伝達文の一例を示す。ここで示した例に捉われず、地域の状況を踏まえ自ら表現を工夫することが望ましい。例えば、過去の災害では、

- ・市町村長が避難指示の発令に合わせ防災行政無線で直接的に避難を呼びかける
- ・緊急的な記者会見を行う
- ・「直ちに指定緊急避難場所へ避難するか高いところへ避難せよ」と命令口調で呼びかける等、通常と異なる情報伝達を行うことで、居住者等の注意を引くことができるよう工夫した事例もあるため参考にされたい。

戸別受信機は居住者等への確実な情報伝達に有効であるため、積極的に導入することが望ましい。

また、登録制メールや緊急速報メール、各種 SNS 等による短い文での情報伝達については、以下の防災行政無線の伝達文例のほか、緊急速報メールの配信の手引きを参照されたい。

緊急速報メール配信の手引き：https://www.nttdocomo.co.jp/biz/binary/pdf/service/ar_email/manual.pdf

(中略)

5.2.2 土砂災害

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、〇〇市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、
〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、
警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる
（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）
高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、
避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、
避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※2、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、
避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、〇〇市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、
〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、
警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、
（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、」）
避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた
建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例（土砂災害）

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、
〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、
〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、
少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、
命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください

(土砂災害発生を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区で土砂災害が発生したため、
〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、
少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、
命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(※1 避難情報の発令対象区域は 4.1.2 に記載のとおり可能な限り絞り込む必要があることから、本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。)

(※2 この部分は、地域の災害リスク等応じた表現をあらかじめ定めておく。)

(※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

参考5 土砂災害対策推進要綱

(63. 3. 15 中央防災会議決定)

第1章 土砂災害対策に関する基本的な考え方

わが国は、急峻な山地や谷地、がけ地が多いうえに、地震や火山活動も活発である等の土地条件に、台風や豪雨、豪雪に見舞われやすいという気象条件が加わり、しばしば、地すべり、斜面崩壊(山崩れ、がけ崩れ)又は土石流(以下「土砂移動」という。)による被害(以下、「土砂災害」という。)が発生し、多くの人命、財産が失われている。

土砂移動は、その多くが突発的に発生し、かつ、強大なエネルギーを有しているため、土砂災害の様子は、一瞬にして多くの人命が失われる等悲惨なものとなる場合が多い。特に近年、林地、傾斜地又はその周辺における都市化の発展等土地利用の変化もあって、自然災害による犠牲者の多くは土砂災害によるもので占められており、土砂災害の防止、被害を収めることが緊急の課題となっている。

土砂災害から人命、財産を守るには、

- ア 土砂災害に関する研究開発、調査の推進
- イ 土砂災害防止のための国土保全事業の推進
- ウ 土砂災害に配慮した適正な土地利用の誘導

が基本的に重要であり、このための施策を中長期的観点から緊要性等を勘案して計画的に推進する必要がある。また、これと併せて、土砂災害の発生に対処して人命等の被害を防止しうよう、

- エ 地域住民等に対する土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区)等の周知徹底、土砂災害に関する観測・予警報体制の整備及び警戒避難体制の整備
- オ 土砂災害時発生時における迅速、的確な応急措置及び災害復旧の実施

等の施策を総合的に推進する必要がある。

このため、国、地方公共団体、関係公共機関等は、相互の連携を図りつつ、各々の機能に応じて、各般の施策を積極的に推進するとともに、土砂災害の発生に迅速かつ弾力的に対処しうよう防災体制を整備しておくものとする。

一方、個々の国民にあっても、土砂災害に関する認識と防災意識を高め、居住や事業活動に際し土砂災害からの防御を十分留意するとともに、防災施策や防災活動に積極的に協力することが肝要であり、さらに、土砂災害を被るおそれのある場所の住民は、警戒、避難等に際し、迅速、適切に行動できるよう、平素から自覚と準備を怠らないことが大切である。

第2章 土砂災害予防対策

第1節 土砂災害に対する防災体制の整備等

1 総合的な土砂災害対策推進体制の整備

土砂災害は、その発生機構の解明から防止対策にいたるまで、広範な分野にわたる多角的な検討と多様な手法が必要であり、さらに、日常の防災活動や緊急時の応急対策も多様できめ細かな対応が求められる。このため、国及び地方公共団体は、次の事項に留意して、関係機関及び関係部局の連携、協力を密にし、相互の役割分担を明らかにしつつ、その有機的関連の下に総合的かつ効率的な対策の推進を図る体制を整備するものとする。

- (1) 国土保全事業関係部局、気象情報担当機関及びその他の防災関係機関の相互の情報交換の緊密化
- (2) 民間事業所、自治組織等との連携、協力体制の整備及び自主防災組織の育成、強化
- (3) 国及び地方公共団体の関係職員の土砂防災対策に関する総合的な知識の向上と防災意識の高揚

2 土砂災害に関する知識の普及及び防災意識の高揚

土砂災害による被害を最小限にとどめるため、土砂災害危険箇所周辺の住民を初めとして広く国民に対し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、国は教育、広報、研修等多様な機会と手段により、広く国民の土砂災害に関する知識の向上を図るとともに、地方公共団体は、①地域住民、②自主防災組織又は自治活動のリーダー、③職域、事業所等の防災責任者、④学校の職員及び生徒を対象として、地域の実情に応じて、多様な手段で繰り返し具体的な土砂災害に関する知識の周知徹底に努めるものとする。

3 土砂災害に対し係る観測・予警報体制の整備

土砂災害に対し迅速、適切に対処し、被害の発生を防止又は軽減するため、土砂移動発生の誘因となる現象の観測、予報を迅速、的確に行うとともに、これに基づき危険性を早期に判断して、予警報の発表を行う体制を整備するため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 局地的な気象等の観測・情報提供体制の充実、及び気象注意報・警報等の内容の充実、活用
- (2) 土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置及びそのテレメーター化
- (3) 市町村における土砂災害に関する観測、予測に係る情報の接受体勢の整備及び地域の特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準の設定

4 情報収集・整理・伝達体制の準備

ア 防災関係機関における情報収集・整理・伝達体制の整備

土砂災害対策の検討、防災事業の実施、日常の防災活動及び緊急時の対応すべてにわたり、

土砂災害に関する情報を蓄積し、有効、適切な管理と活用を図ることが重要である。

このため、次の事項を推進するものとする。

- (1)防災関連情報を体系的に整理し、効率的に利用できるシステムの開発、整備
- (2)防災無線網、ファクシミリ等、防災関係機関相互の迅速、的確な情報伝達のためのシステムの整備及びこれらの情報通信網の多ルート化
- (3)降雨、水位等の実況情報伝達体制の整備、活用

イ 住民等への情報伝達体制の整備

土砂災害の発生に対し、予警報、避難勧告及び指示等を住民等に迅速、的確に伝達するため、国及び地方公共団体は、次のような措置により、体制を整備強化するものとする。

- (1)住民等に対する情報伝達手段、手順の地方防災計画等における明確化及び住民等への周知
- (2)土砂災害危険箇所周辺の住民等に対する戸別伝達ルートの整備、確保
- (3)市町村防災行政無線の整備等、住民等に対する情報伝達施設の整備
- (4)緊急警報放送システム等マスメディア、ニューメディアの活用
- (5)住民等から市町村やその他の防災関係機関への通報体制の整備

第2節 土砂災害に関する研究開発、調査の推進

1. 土砂災害に対する研究開発の推進

土砂災害対策を有効、適切に推進するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- (1) 土砂移動機構の解明
- (2) 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- (3) 土砂災害危険箇所及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の開発
- (4) 豪雨の発生をきめ細かく予測するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上、及び地面現象注意報・警報のための技術開発
- (5) 土砂移動の発生監視技術の開発
- (6) 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立
- (7) 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図るものとする。

2. 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災

害危険箇所を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠だけでなく、これを住民に周知徹底させ日頃の防災意識の高揚を図り、具体的な土砂災害対策を推進するうえで基本となるものである。このため、国及び都道府県の関係部局は、相互の綿密な連携の下に、土砂災害危険箇所の調査、把握の充実を図るものとする。

第3節 土砂災害防止のための国土保全事業等の推進

国及び都道府県は、土砂移動を防止または制御し、安全な国土の形成を図るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業、農地保全整備事業等の国土保全事業を積極的に推進するものとする。

これらの事業の推進にあたっては、関連する各事業の連携、調整を図りつつ、次の基本方針により重点的、計画的推進を図るものとする。

1. 治山事業

治山事業においては、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、特に、山地に起因する災害の未然防止のため、「治山事業五箇年計画」等に基づき、山地災害危険地区対策事業の計画的かつ一層の推進を図るものとする。

2. 砂防事業

砂防事業においては、治水上、土砂の生産、流出を防止または制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、「治水事業五箇年計画」に基づき、水系としての総合的かつ一体的な整備に努めつつ事業の一層の推進を図るものとする。

3. 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業においては、がけ崩れ災害から国民の生命、財産を守り、安全で快適な生活基盤をつくるため、「急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」に基づき、事業の計画的かつ一層の推進を図るものとする。

4. 地すべり防止対策事業

地すべり防止対策事業においては、地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、「治水事業五箇年計画」、「治山事業五箇年計画」及び「土地改良長期計画」に基づき、地すべりの危険度の高いところから地すべり防止施設を計画的に整備するとともに、これを補完し地すべり地域の保全と有効かつ適切な土地利用を図るための関連事業等を実施し、事業の一層の推進を図るものとする。

5. 農地保全整備事業

農地保全整備事業においては、急傾斜地帯や特殊土壌地帯の農地を侵食や崩壊から保護するため、「土地改良長期計画」に基づき、農地の侵食防止施設を計画的に整備するとともに、これと併せてほ場整備等を総合的に実施し、事業の一層の推進を図るものとする。

6. その他

ア 土砂災害に配慮した公共施設等の整備

国は、道路、鉄道、河川等の公共施設及び通信施設・電気・ガス・上下水道施設を土砂災害から防御するため、位置の選定や構造等に十分配慮した整備を推進するよう、関係機関等に対し、必要な指導を行うものとする。

イ 土砂災害防止施設の維持管理の実施

国は、既設の土砂災害防止施設等の機能維持を図るため、地方公共団体等を通じ、管理者による定期的な点検、施設修繕等、適切な維持管理について必要な指導を行うものとする。

第4節 土砂災害に関する各種予防措置、防災活動の強化

1. 土砂災害危険箇所の公表、周知徹底

国及び都道府県は、土砂災害危険箇所の調査、把握に関する資料、情報を速やかに、市町村及びその他防災関係機関に提供するものとする。また、市町村においては、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画等に掲載するものとし、土砂災害危険箇所について、その周辺住民に対し周知徹底を図るとともに、一般への周辺にも努めるものとする。

2. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

土砂災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するため、国及び都道府県は、次のような措置により各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底等を図るものとする。

- (1) 土砂災害危険箇所について、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、法律「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進、及びこれに基づく行為制限等の適切な運用
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域について、「建設基準法」に基づく災害危険区域への指定促進
- (3) 宅地造成に伴い土砂災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域について、「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域への指定の促進
- (4) 「都市計画法」及びその他の土地利用計画、土地利用規制等に関する制度の運用及び各種公共事業の実施等にあたり、上記(1)から(3)までの法指定による諸制度との整合性の確保、及び開発事業等を行う民間事業者に対する土砂災害への配慮についての指導
- (5) 土砂災害を被るおそれのある場所に存する宅地の改良促進、及び土砂災害の危険の著しい区域に存する住宅の移転促進

なお、国は、最新の知見及び情勢の変化を踏まえ、これらの制度の充実に努めるものとする。

3. 土砂災害危険箇所に係る危険の実施

国及び地方公共団体の土砂災害対策に係る防災関係機関等は、地域の実態に応じた分担協力体制の下に、危険箇所の巡視点検に努めるとともに、土砂災害危険箇所に存する土地の管理者又は

危険箇所周辺の住民等に対し、平常時から危険箇所の巡視、点検を行い、異常が発見された場合は市町村へ通報するよう周知を図るものとする。

4. 総合的な防災訓練の実施

土砂災害発生時における応急対策の迅速、円滑化に資するとともに住民の防災意識の高揚を図るため、国は、地方公共団体に対し、関係機関及び住民等の参加を得て、総合的な防災訓練を行うよう指導するものとする。

5. 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

突発的に発生する土砂災害に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、国は、都道府県を通じて、土砂災害危険箇所を有する市町村に対して、次のような措置により体制を強化するよう指導するものとする。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法の地域防災計画等における明確化、及び住民への周知徹底
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備
- (3) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検、整備

第3章 土砂災害応急対策

局地的かつ突発的に発生する土砂災害に対処するためには、市町村及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要であることに鑑み、国は、地方公共団体及び関係公共機関に対し、次のような措置について指導するとともに必要な支援を行うものとする。

1. 情報の収集及び伝達

集中豪雨、地震、火山活動、融雪等により、土砂災害が発生した場合又は土砂災害が発生するおそれがある場合には、市町村及びその他関係機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、次の事項に留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

- (1) 局地的な降雨等の情報把握及び現地との連絡通報体制の確保
- (2) 広域的な土砂災害の発生に対応した機動的な初動調査の実施
- (3) 土砂災害危険箇所周辺の住民等に対する確実な情報伝達の実施

2. 警戒避難誘導対策

土砂災害が発生するおそれがある場合には、市町村及びその他防災関係機関は、危険箇所周辺の警戒活動を行うとともに、危険と判断される場合には、法令の定めるところにより、住民等に対し避難のための勧告又は指示を行うものとする。

この際、次の事項に留意するものとする。

- (1) 乳幼児、老人、身体障害者等の自力避難が困難な者及び地理に不案内な旅行者等の安全な避難の確保
- (2) 避難路、避難場所の安全性の確保
- (3) 交通孤立地区等が生じた場合における空路避難等の配慮

3. 救護対策

土砂災害が発生した場合においては、市町村及びその他防災関係機関は、被災地の住民等を安否を確認するとともに、関係機関の協力を得て、被災者の救護活動及び行方不明者の捜索、救出を行うものとする。

4. 二次災害防止対策

土砂の再移動等による二次災害の発生に対処するため、市町村及びその他防災機関は、安全が確認されるまで次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、並びに崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した継続的な監視の実施。
- (2) 崩壊箇所周辺の住民等への避難指示の継続、警戒区域の設定、立入規制等の実施
- (3) 降雨継続時における崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の措置等、安全に留意した再崩壊防止措置の実施

なお、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門家による調査、指導、助言を得るよう努めるとし、国及び都道府県は、専門家を現地に派遣する体制の充実を図るものとする。

5. 施設の緊急復旧

土砂災害により被災した公共土木施設、その他の施設については早急な災害復旧に努めることとし、特に道路、鉄道等の交通施設、国土保全施設、通信施設、ガス、上下水道施設については、その機能の早期確保のため緊急復旧的な措置を講ずるものとする。

なお、国の関係機関は、それぞれの所管する公共施設について、応急復旧の承認、早期査定等、迅速な措置を講ずるものとする。

参考 6 建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」

(建設省河砂発第 4 5 号 昭和 57 年 8 月 10 日)

総合的な土石流対策の推進について

土石流による災害の防止については平素から御努力をいただいているところであるが、土石流による人命、財産等の被害は依然減少のきざしをみせるに至っていない。

このような情勢にかんがみ、今後とも土石流に対処するための砂防工事を強力に推進するとともに、人命保護の立場から土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立あるいは人命、財産を土石流から保護するため必要となる住宅の移転等を含めた総合的な土石流対策を実施し、災害の防止、被害の軽減に努める必要がある。

このため、今後下記により、総合的な土石流対策の推進を図られるよう格段の配慮方お願いする。(なお、関係市町村にもこの旨を周知徹底されたい。)

記

1. 土石流に対処するための砂防工事の推進

地方建設局長（北海道開発局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）および都道府県知事は、土石流に対処するための砂防工事のより一層の推進を図るものとする。

2. 土石流危険渓流の周知等

(1) 地方建設局長および都道府県知事は、土石流危険渓流に関する資料を関係市町村に提供し、

都道府県および市町村の地域に係る地域防災計画に土石流危険渓流を組み込むよう指導するものとする。

(2) 地方建設局長および都道府県知事は、都道府県及び関係市町村が地域防災計画に記載した土石流危険渓流に関する資料を、適切な土地利用および異常気象時における適切な対応を図るための情報として、関係住民に提供するよう指導するものとする。

(3) 都道府県知事は、市町村において土石流危険渓流である旨を現地に表示する等土石流危険渓流の周知徹底を図るよう指導するものとする。

この場合において、地方建設局長、都道府県知事の指導について協力するものとする。

3. 警戒避難体制の確立

都道府県知事は、関係機関と緊密な連絡、調整を図った上、関係市町村が土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備を早急に図るよう指導するものとする。

この場合において、地方建設局長は、都道府県知事の指導について協力するものとする。

4. 住宅の移転の推進

都道府県知事は、関係部局間で緊密な連絡、調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するため必要となる住宅の移転を促進するよう関係市町村を指導するものとする。

5. 情報の収集、伝達、防災意識の普及

都道府県知事は、市著損が日頃から土石流に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民に周知するよう指導するものとする。この場合において、地方建設局長は、都道府県知事の指導について協力するものとする。

6. 以上の諸策を総合的かつ効率的に実施するため、地方建設局および都道府県の砂防担当部局は、関係機関および関係部局と協議を行い十分な連絡、調整を図るものとする。

第3章 防災計画

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県地域防災計画は、次の各号に上げる事項について定められるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の防災予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、賃金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

3 都道府県防災会議は、第一項の指定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞かなければならない。

4 都道府県防災会議は、第一項の指定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したとき、

その要旨を公表しなければならない。

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長、以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内に公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消化、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、賃金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第一項の指定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聞かなければならない。

4 市町村防災会議は、第一項の指定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第 21 条(関係行政機関等に対する協力要求)の規定は、市町村が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

参考 7 林野庁長官通達「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」

山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について

〔平成 31. 3. 14 30 林整治第 1674 号
林野庁長官より知事あて〕

近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、崩壊等に伴う大量の流木の発生や巨石等の流出に伴う被害の拡大など、山地災害の発生形態が変化しています。

このような状況を踏まえ、山地災害を防止して被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するためには、山地災害危険地区、なだれ危険箇所その他の山地災害の危険性の高い箇所（以下「山地災害危険地区等」という。）について、治山事業の施行に加え、山地災害危険地区等の情報を住民等に周知するなど市町村、関係機関等と連携した警戒避難体制の整備によって事前防災・減災対策を強化していくことが求められています。

また、山地災害危険地区については、「山地災害危険地区の再点検について」（平成28年7月1日付け28林整治第514号林野庁長官通知）に基づき再点検を行ったところであり、その成果を十分活用していくことも重要となっています。

ついては、下記の点に留意し、治山事業の施行、山地災害危険地区等の周知などによる総合的かつ効果的な山地災害対策の推進をお願いします。

なお、「山地災害危険地対策の推進について」（昭和57年8月28日付け57林野治第3314号林野庁長官通知）は廃止します。

記

- 1 山地災害危険地区等における山地災害対策
 - (1) 山地災害危険地区等においては、治山事業の施行に加え、関係機関が連携した取組や、地域における災害に対する監視・観測体制の整備等のソフト対策と連携した取組を通じ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災に向けた総合的かつ効果的な山地災害対策を推進すること。また、治山事業施行後においては、治山施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (2) 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木、雪崩等による山地災害が発生する危険性の高い森林を山地災害危険地区等としての的確に把握するとともに、山地災害の発生や保全対象、林木の齢級等の変化を踏まえ、必要に応じて山地災害危険地区等の再点検を行うこと。
- 2 山地災害危険地区等の周知
 - (1) 都道府県地域防災計画に山地災害危険地区等に関する情報を記載し、関係部局、関係機関と連携した効果的な山地災害対策が推進されるよう努めること。
 - (2) 市町村に山地災害危険地区等に関する情報を提供し、市町村地域防災計画に当該情報を記載するよう助言すること。
 - (3) 山地災害危険地区等の周知に当たっては、標識の設置、インターネット等の活用などにより、地図情報として住民等に提供されるよう努めること。また、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した周知に努めること。
- 3 山地災害危険地区等の警戒巡視・点検
山地災害の被害の防止・軽減を図るため、山地災害危険地区等の警戒巡視・点検を行うこと。その結果、特に緊急性が高いと判断された箇所については、市町村や

関係機関、住民等に周知し、警戒避難態勢の整備、応急工事の実施などの山地災害対策を行うこと。

4 情報の収集・連絡体制等の整備、防災知識の普及

- (1) 国、市町村又は関係機関・団体と連携し、山地災害情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、山地災害発生時の災害応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、国、他の都道府県、市町村又は関係機関・団体との連携・応援体制の整備に努めること。
- (2) 山地災害の被害の防止及び軽減の観点から早期避難の重要性等を住民に周知するため、市町村と連携して山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布することなどにより、防災知識の普及に努めること。

参考 8 建設省砂防部長通達「総合的な土石流対策の推進について」

(建設省河砂発第 50 号 昭和 57 年 9 月 1 日)

総合的な土石流対策の推進について

標記については、昭和 57 年 8 月 10 日付け建設省河砂発第 45 号をもって建設事務次官から通達されたが、なお、下記に留意のうえ実施に遺憾なきを期せられたい。

(なお、関係市町村にもこの旨を周知徹底されたい。)

記

1. 土石流危険渓流の定義について

「土石流危険渓流」とは、昭和 53 年 8 月 4 日付け建設省河砂発第 46 号による土石流危険渓流および危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、5 戸以上の人家（5 戸以下でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場合を含む）に被害を生じることのあることとされた渓流をいうものであること。

2. 砂防指定地の指定および砂防工事の推進について

- (1) 土石流危険渓流については積極的に砂防指定地の指定を行うこととしているので、他事業の関係部局と協議のうえ、昭和 52 年 5 月 6 日付け建設省河砂発第 50 号により調書等を作成し、提出するものとする。
- (2) 土石流に対処するための工事については、昭和 57 年度を初年度とする第六次治水事業五箇年計画において重点事項としてあげているので、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家または公共的な施設（以下「保全対象人家等」という。）の多い渓流について重点的に砂防工事を推進するよう努めるものとする。

3. 土石流危険渓流の周知について

- (1) 関係市町村に提出する土石流危険渓流に関する資料は、別紙 1 を標準として作成するものとする。
- (2) 市町村が関係住民に提供する土石流危険渓流に関する資料は、別紙 2 を標準として作成するよう指導するものとする。
- (3) 市町村が土石流危険渓流である旨を現地に表示する場合は別紙 3「表示の実施に関する方針」によることとするよう指導するものとし、都道府県の砂防担当部局は、土石流危険渓流の表示等をしようとする市町村に対して、表示に要する費用等につき財政上の援助を行うよう努めるものとする。

4. 警戒避難体制の確立について

- (1) 土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備を早急に図るため、次の事項を行うよう関係市町村を指導するものとする。

- (ア) 関係住民において警戒または避難を行うべき基準(以下「警戒避難基準」という。)の設定
- (イ) 予報、警報および避難命令の発令及び伝達方法の周知
 - (ウ) 適切な避難方法の周知
 - (エ) 適切な避難場所の選定および周知
 - (オ) その他警戒避難のための必要な事項
- (2) 警戒避難基準は原則として、土石流危険渓流ごとに設定するよう指導するものとする。
- (3) 警戒避難基準は原則として、雨量によって設定するものとし、過去の土石流災害発生時の雨量、近隣の道路の通行規制基準としての雨量、急傾斜地等に関する警戒避難の基準雨量、研究機関の成果等を参考に渓流周辺の崩壊等の状況を考慮して地方建設局(北海道開発局および沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)および都道府県の関係部局、その他関係機関と協議して決定するものとする。
- なお、警戒避難基準には過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても次に掲げるような場合には住民が自発的に警戒避難を行うべき旨を定めるよう指導するものとする。
- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合。
 - (イ) 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混ざり始めた場合。
 - (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合。
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
 - (エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合。
 - (オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合。
- (4) 予報、警報及び避難命令は迅速かつ正確に地元住民に伝達されるようにするほか、地元住民自らが異常気象時に的確に判断できるような体制をとるよう指導するものとする。
- (5) 避難方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等安全な方法を地元住民に周知するよう指導するものとする。
- (6) 避難場所は、次の点を考慮して選定するよう指導するものとする。
土石流、崖崩れ、地すべり等によって被害を受ける恐れのない場所であること。
保全対象人家等からできる限り近距離にあること。
- (7) 警戒避難体制の整備については、水防、消防、警察、道路管理者等と協議し、適切な警戒避難措置がとられるように指導する。

5. 住宅の移転の促進について

住宅の移転の促進については、防災集団移転促進事業、崖地近接危険住宅移転事業等の制度の活用により行うよう市町村を指導するものとし、都道府県の砂防担当部局は住宅担当局等と十分協議するものとする。

6. 情報の収集、伝達、災害意識の普及および防災活動の実施について

- (1) 土石流に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等についての地域住民への周知については、パンフレット、広報誌、講演会等の積極的な活用を図るよう指導するものとする。
- (2) 市町村および地元住民が土石流危険渓流の状況を必要に応じて巡視し、異常な状況の早期発見に努めるよう指導するとともに、関係機関と協力して、土石流災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

7. 総合土石流対策推進連絡会について

- (1) 土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立等を効率的・総合的に実施するため、都道府県の砂防担当部局は、地方建設局および都道府県の関係部局その他関係機関よりなる総合土石流対策推進連絡会を設置するものとする。
- (2) 総合土石流対策推進連絡会の運営に関しては、別紙5の基準要領を参考とされたい。

8. その他

土石流により5戸未満の人家に被害を生じる恐れのある渓流および新たな家屋の建築されることが予想される渓流についても必要があれば次官通達および本通知に準じて、土石流災害の防止に努めるものとする。

様式1

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概要			危険度分類	保全対象	
				郡市	町村	字	溪流長	流域面積	流下部平均勾配		人家戸数	公共施設等

図-1 1/25,000の地形図に溪流を図示し、溪流番号を記入したもの。

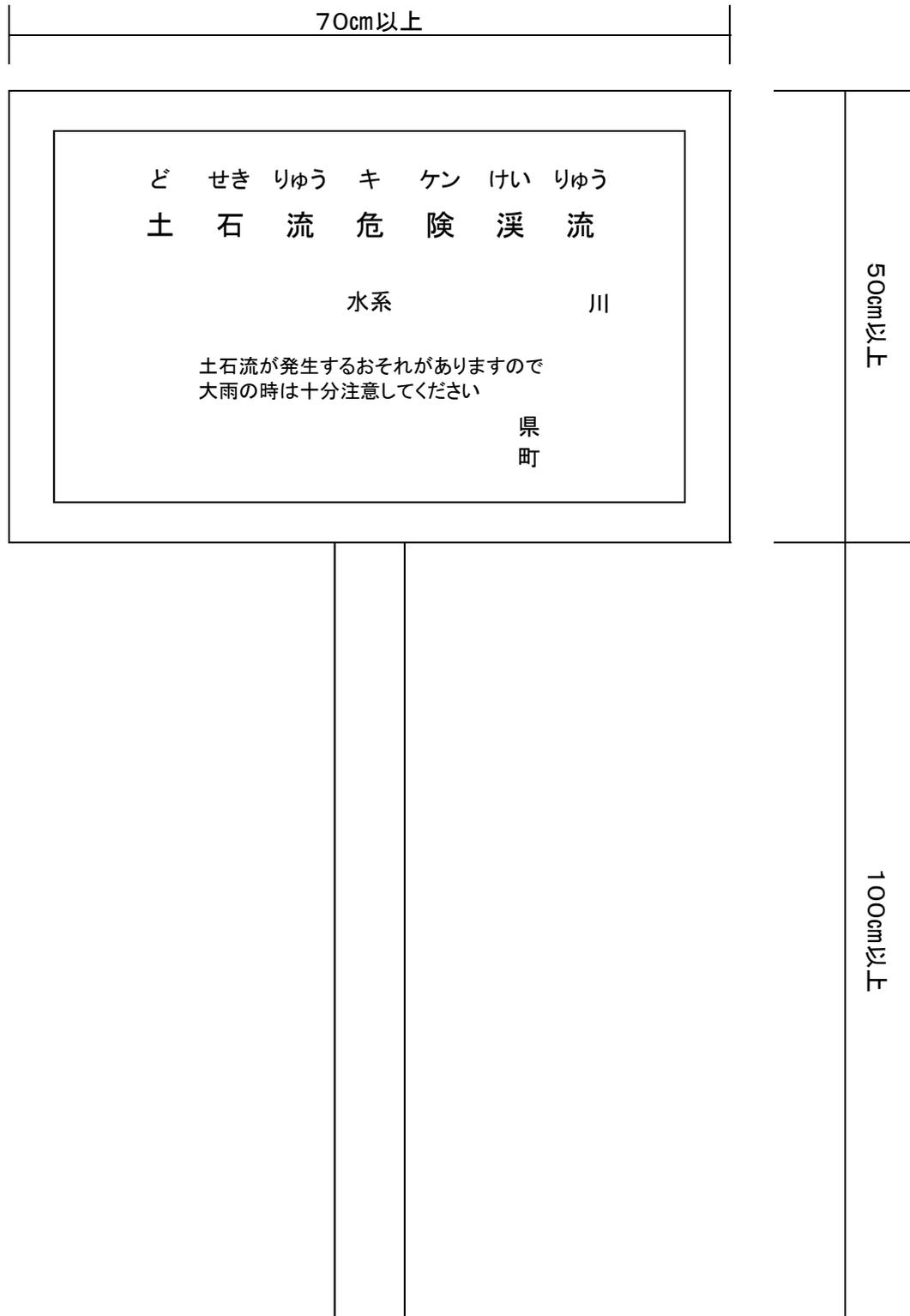
様式2

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡市	町村	字

図-2 1/25,000の地形図に溪流を図示し、溪流番号を記入したもの。

別紙 3 表示の実施に関する方針

1. 土石流危険渓流である旨の表示（以下「表示」という。）をしようとする時は、あらかじめ次の措置を講じておくよう市町村を指導するものとする。
 - (1) 市町村防災会議にはかって地域防災計画に、当該市町村の区域に係る土石流危険渓流を掲載する。
 - (2) 地域防災計画に掲載した土石流危険渓流に関する情報を関係住民に提供できるようにしておく。
2. 表示の実施については、土石流が発生する危険度、保全対象人家等の位置および戸数、公共公益施設の位置、過去に発生した土石流の状況、関係住民の意向等を総合的に考慮し決定するよう指導するものとする。
3. 表示は、別紙4の例を標準とする標識の位置により行うものとし、その位置は土石流により被害を受けるおそれのある区域、保全対象人家等が密集している区域、人目につきやすい場所等を考慮し総合土砂災害対策推進連絡会の議を経て定めるよう指導するものとする。
4. 当該渓流における土石流に対処するための砂防工事の進捗、渓流の状況の変化等によって土石流による災害の恐れがなくなった場合には、総合土砂災害対策推進連絡会の議を経て表示の解除を行うように指導するものとする。
5. 表示をしようとする場合は、市町村はあらかじめ地域住民の避難とあわせて一般通行車両の迂回、通行の禁止等も含めた警戒避難体制を確立しておくものとする。
6. 地方建設局および都道府県の砂防担当部局は、市町村が表示をしようとする渓流に対して、砂防指定地の指定、砂防工事の実施の促進に努めるものとする。



- 注) 1. 白地
2. 赤枠 キケン
3. 文字は「危険」:のみ赤、他は黒。

別紙5

〇〇都道府県総合土砂災害対策推進連絡会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、総合的な土石流対策の円滑な実施を図るため、〇〇都道府県総合土砂災害対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、都道府県におかれ、次の事項をについて連絡し調整を図る。

- 一 土石流危険渓流である旨の表示の実施および解除に関する事項
- 二 警戒避難体制の確立に関し必要な事項
- 三 その他必要な事項

(組 織)

第3条 連絡会の委員は次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の砂防担当部局の長
- 二 〇〇地方建設局（北海道開発局、沖縄総合事務局）の砂防担当部局の長
- 三 当該都道府県の警察、消防、水防、道路等の関係部局の長
- 四 地方建設局（北海道開発局、沖縄総合事務局）の道路担当部局の長
- 五 その他、地域の実情に応じ必要な者

(会 長)

第4条 会長は都道府県の砂防担当部局の長をもって充てる。

- 2 会長は連絡会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 連絡会は会長が召集する。

- 2 市町村長は、会長に対し連絡会の招集を要求することができる。

(幹 事)

第6条 連絡会に連絡会の事務を処理するため幹事を若干名置く。

- 2 幹事は第3条各号に掲げる者にはかつて関係行政機関等の職員のうちから会長が任命する。

(庶 務)

第7条 連絡会の庶務は都道府県砂防担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は、会長が連絡会にはかつて定める。

参考 9 林野庁整備部長通達「「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」の運用について」

「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」の運用について

平成 31. 3. 14 30 林整治第 1674 号
最終改正 令和元. 6. 4
林野庁整備部長より
各都道府県治山担当部長あて

山地災害対策の推進に当たっては、「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」（平成31年3月14日付け30林野治第1674号林野庁長官通知）（以下「長官通知」という。）をもって通知されたところではありますが、その運用に当たっては、下記により取り扱われるようお願いします。

なお、「山地災害危険地対策の推進について」（昭和58年2月8日付け57林野治第256号林野庁指導部長通知）は廃止します。

記

1 山地災害危険地区等の定義

長官通知における「山地災害危険地区等」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「山地災害危険地区の再点検について」（平成28年7月1日付け28林整治第514号林野庁長官通知）による調査（以下「山地災害危険地区調査」という。）に基づき山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区又は崩壊土砂流出危険地区として判定された箇所。
- (2) 「なだれ危険箇所の再点検について」（平成9年4月23日付け9林野治第895号林野庁長官通知）による調査（以下「なだれ危険箇所調査」という。）に基づきなだれ危険箇所として判定された箇所。
- (3) (1)及び(2)以外の箇所で、豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木、雪崩等により発生し、又は拡大した荒廃山地（治山事業の施行箇所を含む。）で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により人家等の保全対象に被害を与えるおそれがあると認められる箇所。

2 山地災害危険地区等における山地災害対策

- (1) 森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）の成果指標の一つである「山崩れ等の復旧と予防」において、人家等の保全すべき対象の周辺にある山地災害危険地区における治山対策の実施により、山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を向上させることを目標としている。

このため、山地災害危険地区等においては、災害履歴、荒廃状況、保全対象の重要度、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の危険度判定などを総合的に勘案し、優先度を考慮した効果的な治山事業の施行により、計画的に地域の安全性向上を図ること。

- (2) 山地災害危険地区等においては、治山事業の施行及び治山施設の維持管理に加え、土砂流出防備保安林等として適正に配備することにより、山地災害防止機能の適切な発揮を図ること。

3 山地災害危険地区等の周知

- (1) 市町村に提供する山地災害危険地区等の情報は、次のとおりとする。

- ① 「山地災害危険地区調査」に基づき取りまとめた一覧表(様式6～8)、平面図(図面1)及び位置図(図面2)
 - ② 「なだれ危険箇所調査」に基づき取りまとめた一覧表(別紙様式2)及び位置図
 - ③ ①及び②以外の資料で、市町村地域防災計画の作成に資するその他の情報
- (2) 山地災害危険地区等に関する情報の周知のために行う標識の設置箇所は、溪流の出口や公民館・集会所など、住民等に効果的に周知できる場所とすること。また、標識、インターネット等で山地災害危険地区等を図示する内容は、その区域の範囲や人家、公共施設等の保全対象との位置関係等を分かりやすく示すよう努めること。
- なお、市町村に対して、山地災害危険地区等の図示する内容等に関し必要な助言を行うこと。

4 山地災害危険地区等の警戒巡視・点検

山地災害危険地区等の警戒巡視・点検は、出水期、降積雪期及び融雪期の前において定期的を実施するほか、大型台風の接近に伴う豪雨災害等が懸念されるときや、豪雨、地震等の発生後に山地荒廃が想定されるときなど、必要に応じて実施するよう努めること。

また、山地災害危険地区等の警戒巡視・点検に当たっては、住民、山地災害の専門家、関係機関・団体等との十分な連携に努めること。

5 情報の収集・連絡体制等の整備、防災知識の普及

山地災害に関する防災知識の普及に当たっては、毎年実施している「山地災害防止キャンペーン」等も有効に活用し、地域の実情に応じた積極的な取組に努めること。

参考 10 長崎県総合土砂災害対策推進連絡会運営要領

長崎県総合土砂災害対策推進連絡会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、総合的な土石流対策等の円滑な実施を図るため、長崎県総合土砂災害対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び、運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項について連絡し、調整をはかる。

- 一 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に組み入れて、地域住民の理解をもとめること。
- 二 危険箇所に順次標識を設置すること。
- 三 危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図ること。
- 四 地域住民への情報、連絡、伝達、警戒避難体制の整備に関すること。
- 五 その他必要な事項についても、関係の機関と市町村で調整し、危険箇所の対策を推進する。

(組織)

第3条 連絡会は会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 一 会長は土木部長をもって充てる。
二 会長は連絡会を代表する。
三 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 一 委員は別表-1に掲げる者をもって組織する。
二 委員は第2条各号の事項について連絡会において協議する。
三 委員は会長が委嘱及び任命する。

(会議)

第6条 連絡会は会長が必要と認めるとき会長が召集し、その議長となる。

(幹事)

第7条 一 連絡会に連絡会の事務を処理するため幹事を置く。
二 幹事は別表-2に掲げる者を持って組織する。
三 幹事は会長が委嘱及び任命する。

(幹事会)

- 第8条 一 幹事は会長の命を受け幹事会を開催する。
二 幹事会は砂防課の幹事が主宰する。
三 幹事会は連絡会の協議事項について事前に審議にあたりるとともに軽易な事項については、審議決定する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務を処理するために、長崎県土木部砂防課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が連絡会にかかって定める。

附 則

要領一部改正 昭和60年5月7日

長崎県総合土砂災害対策推進連絡会委員

職名	役職名
会長	長崎県土木部長
委員	長崎地方気象台観測予報管理官
〃	九州地方整備局地域河川調整官
〃	国土交通省長崎河川国道事務所長
〃	長崎市消防局警防課長
〃	佐世保市消防局警防課長
〃	長崎県警察本部警備課長
〃	長崎県危機管理課長
〃	〃 農林部森林整備室長
〃	〃 〃 農村整備課長
〃	〃 土木部都市政策課長
〃	〃 〃 道路維持課長
〃	〃 〃 砂防課長
〃	〃 〃 建築課長
〃	〃 〃 河川課長
〃	〃 福祉保健部福祉保健課長
〃	長崎県市長会長が指定する職員
〃	長崎県町村会長が指定する職員

長崎県総合土砂災害対策推進連絡会幹事

職名	役職名
幹事	九州地方整備局河川部建設専門官
〃	国土交通省長崎河川国道事務所道路管理第二課長
〃	〃 調査第一課長
〃	〃 砂防課長
〃	長崎県危機管理監危機管理課総括課長補佐
〃	〃 土木部建築課総括課長補佐
〃	〃 〃 道路維持課総括課長補佐
〃	〃 〃 河川課総括課長補佐
〃	〃 〃 砂防課総括課長補佐
〃	〃 農林部森林整備室治山班課参事
〃	〃 福祉保健部福祉保健課総括課長補佐

参考 1 1 長崎県山地災害対策推進連絡会運営要領

長崎県山地災害対策推進連絡会運営要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、山地災害危険地対策の推進と円滑な実施を図るため、長崎県山地災害対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第 2 条 連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議し、連絡調整をはかる。

- (1) 関係市町村に提供する、山地災害危険地の資料に関する事項
- (2) 山地災害危険地の表示に関する事項
- (3) 警戒避難体制に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第 3 条 連絡会の委員は別表－1 の職にある者をもって充てる。

(会長等)

第 4 条 会長は農林部長をもって充て、副会長は農林部次長をもって充てる。

- 2 会長は連絡会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 連絡会は会長が必要と認めるとき、会長が召集し、主宰する。

(幹事及び幹事会)

第 6 条 連絡会に幹事を置く。

- 2 幹事は別表－2 に掲げる職にある者を持って充てる。
- 3 幹事会は連絡会の円滑な運営をはかるため、協議事項についてあらかじめ連絡調整する。
- 4 幹事会は会長の命を受けて開催し、森林整備室の幹事が主宰する。

(庶 務)

第 7 条 連絡会の事務を処理するために、長崎県森林整備室に事務局を置く。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

(附 則)

この要領は昭和 59 年 6 月 12 日から執行する。要領一部改正 昭和 61 年 5 月 20 日

(別表－1) 委員

役員等	関係機関名	職名
会長 (委員)	長崎県農林部	部長
副会長 (委員)	〃	次長
委員	長崎地方気象台	観測予報管理官
	九州森林管理局	治山課長
	長崎森林管理署	署長
	長崎県市長会長が指定する職員	
	長崎県町村会長が指定する職員	
	長崎市消防局	警防課長
	佐世保市消防局	警防課長
	長崎県警察本部	警備課長
	長崎県危機管理監	危機管理課長
	長崎県土木部	河川課長
	〃	砂防課長
	長崎県農林部	農政課長
	〃	農村整備課長
	〃	森林整備室長

(別表－2) 幹事

関係機関名	職名	備考
長崎森林管理署	治山課長	
長崎県危機管理監危機管理課	総括課長補佐	
長崎県土木部河川課	総括課長補佐	
長崎県土木部砂防課	総括課長補佐	
長崎県農林部農政課	総括課長補佐	
長崎県農林部森林整備室	治山班参事	

参考 1 2 避難場所設置のための現行制度

避難場所設置のための現行制度

避難場所として利用できる施設を設置する適用可能な現行制度を以下に示す。

(1) 「児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日交付法律第 164 号）」。

解説：次代の社会の担い手たる児童一般の健全な育成、福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律である。

① 対象事業（児童福祉施設）

- ・乳児院 ・母子寮 ・僻地保育所 ・養護施設 ・助産施設 ・虚弱児施設
- ・児童更正施設（児童館） ・教護院 ・保育所

② 事業主体

都道府県、市町村、法人、私立

③ 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村、私立 1 / 4

(2) 「公営住宅法（昭和 26 年 6 月 4 日公布法律第 193 号）」

① 対象事業

公営住宅建設事業

1 団の土地に 50 戸以上集団的に公営住宅を建設する場合、これにあわせて共同施設（集会所等）を設置する事業

② 事業主体

公営住宅の供給を行う地方公共団体（市町村および都道府県）

③ 補助率

1 / 2

(3) 「社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日公布法律第 207 号）」

① 対象事業

地方公共団体が行う次号に掲げる事業

- ア) 公民館等施設整備の事業
- イ) 公立図書館施設整備の事業
- ウ) 公立博物館施設の事業
- エ) 公立青年の家施設整備の事業

- オ) 公立少年自然の家施設整備の事業
- カ) 公立視聴覚センター施設整備の事業
- キ) 公立婦人教育会館施設整備の事業

② 事業主体

- ア) 市町村（市町村の一部事業組合を含む）
- イ) ～カ) 都道府県、市（市町村の一部事業組合を含む）
- キ) 都道府県、人口 30 万人以上の市（市町村の一部事業組合）

③ 補助率

定額

④ その他事項

- 施設に要する本工事（建物の基準。本体、屋根、造作および仕上部分）および付帯工事（電気、ガス、給排水、冷暖房等）
- 建物面積および施設による条件有
- 公民館の施設および運営に関する基準（昭和 34 年文部省告示第 98 号）
- 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）
- 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

(4) 「過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年 3 月 31 日法律第 19 号）」

① 対象事業

- ア) コミュニティセンター建設事業費補助
- イ) 高齢者コミュニティセンター建設事業費補助

解説：人口の急激な減少により、集落として機能を喪失しつつある地域社会を再構成し、コミュニティ活動の振興を図ることにより、地域社会の活性化を促し、人口の定住性向を高めることを目的とする。

② 事業主体

過疎地域振興特別措置法第 2 条第 2 項の規定により、交付された市町村。

③ 補助率

- ア) コミュニティセンター建設事業（補助対象額 90,000 千円）、国 1 / 3，市町村 2 / 3

（起債 OK で、内 7 割が国の補助を受けられる。）

- イ) 高齢者コミュニティセンター建設事業（補助対象額 30,000 千円）、国 1 / 3，市町村

2 / 3（起債 OK で、内 7 割が国の補助を受けられる。）

[参考1]

- 1) コミュニティセンター建設事業の実例
昭和58年～59年度（南勢町）
総事業費 324,920 千円
鉄筋コンクリート2階建1棟、1,563m²
- 2) 高齢者コミュニティセンター建設事業の実例
昭和58年度（南島町）
総事業費 65,700 千円
鉄筋コンクリート2階建1棟、443.76m²

(5) 「山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）」

① 対象事業

農林漁家定住環境整備事業費補助

解説：本事業は、山村地域の定住環境の整備を図るため、農林漁業の振興および山村住民の社会生活機能維持のための根拠となる多目的機能を有する総合的施設、農林漁業家世帯員の健康増進の為の施設、生活改善の為の施設、山村に豊富に賦存する農林漁業等の歴史的文化的遺産を保存伝習する施設の整備並びに集落環境の整備を行う事業とし、その実施に当たっては魅力ある環境づくりが推進されるよう住民の意向を十分尊重して実施するとともに施設利用の円滑化に配慮する。

② 事業主体

市町村

③ 補助率

国1/2、都道府県1/10、市町村2/5

(6) 「工業再配置促進法（昭和47年6月16日法律第73号）」

① 対象事業

過度に工業が集積している地域から工業の集積度の低い地域への工場の移転

② 事業主体

移転業者

③ 補助率

定額補助

(7) 「住宅地区改良法（昭和35年5月17日法律第84号）」

解説：不良住宅が密集する地区の環境改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する。

① 対象事業

ア) 地区整備事業

- ・不良住宅除去
- ・土地整備・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・一時収容施設整備

- ・改良住宅建設用地取得造成費
- ・その他土地整備費

イ) 改良住宅建設事業

② 事業主体

市町村（都道府県は、市町村が施行することが困難な場合、その他特別な事情がある場合においては、施行することができる）

③ 補助率

地区整備事業の土地整理については国 2 / 3

(8) 「老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）

（社会福祉施設等整備費の国庫負担（補助）について）

解説：老人の福祉を図る事を目的として設置する施設に対し、その費用を負担および補助する為に設けられたものである。

① 対象事業

法第 24 条（都道府県の負担および補助）および第 26 条（国の負担および補助）による補助制度があり、施設名称としては、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等があり、いずれも緊急時には避難場所として利用できる。

② 事業主体

地方自治体および民間

③ 補助率

国の補助金 1 / 2 ~ 1 / 3 他に地方自治体の補助金がある。

(9) 「防災のための集団移転促進事業に係る財政上の特別措置等に関する補助」

解説：豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法による災害危険区域のうちに居住する住民が集団で移転する事業に係る経費を援助するものである。

① 対象事業

10 戸以上の集団移転事業による住宅団地の集会施設

② 事業主体

市町村（市町村の申し出により都道府県）

③ 補助率

補助基本額 = 団地入居戸数 × 一定数

(10)「宅地開発関連公共施設等整備事業助成制度要綱(建設省計宅発第 11 号昭和 51 年 2 月 9 日建設事務次官通達)」宅地開発関連公共施設等整備事業助成金

解説：三大都市圏等における宅地開発事業または、住宅建設事業による地方財政負担の軽減を図るため地方公共団体が行う関連公益施設の整備事業に充当された地方債の利子の一部に対して国が助成する制度である。

① 対象事業

公共施設のうち、社会教育法に規定する社会教育に関する施設。

② 事業主体

宅地開発事業および住宅建設事業を行う者。

③ 補助率

地方債の利子のうち一定の率を超えた分。

(11)「農業基本法(昭和 36 年 6 月 12 日法律第 127 号)」

① 対象事業

農業構造改善事業の一環として自然休養管理センター集落センター等の施設と整理するもので、緊急時には、避難場所として利用できる。

② 事業主体

市町村

③ 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2 (受益者負担あり)